

令和7年12月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和7年12月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年12月10日 午前9時宣告

開 議 令和7年12月10日 午前9時宣告（第6日）

応招議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司
13番 岡村 統正

不応招議員 な し

出席議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司
13番 岡村 統正

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	吉野 広昭
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	吉田 智哉
--------	-------	---------	-------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和7年12月10日 午前9時開議

日程第1

一般質問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

1番、東祐太郎君の発言を許します。

東君。

1番（東祐太郎君）

おはようございます。1番議員の東です。

議長のお許しを得ましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

当選後、初めての一般質問となりますので、至らない点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、1番の教育行政についてお伺ひします。

佐川町第3期教育振興基本計画の進捗についてお伺ひいたします。佐川町の未来、そして日本の未来を支えていくのは子供たちであります。人口減少や地域の課題が進む中で、子供たちの学びと育ちを支えることは、単なる学校教育にとどまらず、佐川町全体の活力を作るものであり、町の未来を形づくる最も重要な投資だと考えております。

子供たち一人一人が健やかに成長し、学ぶ意欲を伸ばし、将来のこの町を支え、あるいは外の世界へ羽ばたいても誇りを持って帰ってこられる土台づくり、その全てが、全ての出発点が教育環境にあると考えております。定例会初日の片岡町長の所信表明の中でも、学校教育を通じて教育による振興計画を図るということを触れられておりました。

では、佐川町においてどのように子供たちを育てていくのか。その基本的な計画や方針は、佐川町第3期教育振興基本計画に、及びさかわ未来学構想振興計画に沿って進められていると認識しております。どちらも令和8年までの計画として各種施策を進めてこられたと思うのですが、現時点での全体的な成果等をお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、東議員からのご質問にお答えをいたします。

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画で、第3期につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間、教育による豊かな人づくりを進め、文教のまち佐川を継承するため、自分や他者を大切にできる豊かな心の育成、生涯にわたる豊かな学びの実現、ふるさとに愛着を持ち、社会に貢献できる人づくりと、この3つを目標にしまして、それに対して佐川ならではの教育の推進と、豊かな心と健やかな体の育成、生涯学習スポーツの推進と、教育施策推進のための基盤強化と、この4つを施策の柱として、17の施策で教育行政を充実させていこうとするものです。さかわ未来学構想もこれらを実現するための中心になるものです。

この、先ほど申し上げました目標についてですね、さらに簡潔に具体的に申し上げますと、学校教育では不登校を改善し、学力を向上させ、ふるさとを愛し貢献しようとする子供を育てるということです。

社会教育においては学びに向かう人たちを増やし、文教のまちを顕現化すると、明らかにしていくということになります。本町ではこの教育振興基本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、策定が義務づけられております教育学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱である教育の大綱と兼ねておりまして、計画に基づく取り組みの達成状況は継続的に把握、評価し、取り組みの改善を図るといった進行管理を行うために、町長が主催する教育総合会議で協議し、進行管理をしております。議会にもその都度、主要な指標の推移等をご報告をしております。

そういうこともありまして、今議会でも片岡町長のほうから行政報告の中でご報告を申し上げたということです。

この進捗状況につきましては、令和6年度の学校教育では、学力の学校、学級個人の差は克服できておりませんが、小学校で成果事例が出て平準化、学校の中で、学校間の格差等がならされているということです。に向かっており、暴力行為はほぼなくなると、減少しておる。不登校も改善をしているということで、各学校とも落ち着いて子供たちは学びに向かっております。

また、ふるさと教育につきましても、佐川町に住み続けたいと願う小学生が、3年間の取り組みで14.9%から42.5%に増加するなど、ほぼ順調に進みました。

社会教育につきましては、活動がコロナ禍から回復し、各行事の参加者や施設の利用は回復をしておりますけれども、活動団体や参加者に減少傾向がありまして、今後の対策が求められております。

一方、図書館さくとが落成し運営が軌道に乗りつつあり、今後、町内に学びの輪が広がる方向に期待ができるなど、これからの展望が見えてきているとい

う状況です。

令和7年度はまだ集約はしておりませんが、現時点では中学校の不登校発生率が2%台に収まるのではないかなという見通しがあります。

図書館さくとの運営が軌道に乗りまして、学びの輪が広がり始めているなど、昨年度に引き続き、ほぼ順調に推移をしておると考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

はい。ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

不登校が減っているということで、現場のスクールソーシャルワーカーの方であったりスクールカウンセラーの方の地道な努力、そして町としてのサポートがあつてのことだと思いますので、本当にいいことだと思っております。

ふるさとを愛する教育というところで、私も実感したことが一つありまして、斗賀野小学校では、地域の白倉神社で行われる神祭及び花取り踊りを題材に、3年生が探究学習として取材等に取り組んだりですね、当日には全校児童も見学に訪れています。その取り組みの成果もありまして、花取り踊りの踊り子、子供の踊り子が増えるなど、学習が地域の行事を支え、地域とのつながりを生む好循環が生まれていると思います。

子供たちが地域への愛着を育み、世代を超えたコミュニティの輪が広がっていることは本当に素晴らしいことだと感じます。今後もこういった地域と連携した学びの機会を継続し、子供たちの教育環境がさらに充実していくことをお願いしたいと思います。

続きまして、学校の参観日における学習支援員の振替休日の取り扱いについてお伺いをしたいと思います。

まず、ここでいう参観日とはですね、主に保護者が学校の授業や学校生活の様子を見学する日のこととあります。普段は見ることのできない子供の学校での様子を知ることができますし、教職員や保護者間の交流、情報交換の場にもなります。そのため現在、多くの学校では保護者が参加しやすいよう、平日ではなく、例えば保育園の午前保育があるような、土曜日に参観日を実施することが多くなっております。

土曜日に参観日を行うということは、本来週休日の勤務を行うことになりまので、教職員、子供ともに振り替えの休日が必要になります。

私の知る限りでございますと、昨年度までは町内の小学校ではですね、土曜日お休みをした場合は翌週月曜日を振替休日として、日月の2連休を確保していたと認識しています。

しかし今年度からは、参観日と同じ週の月曜日ですね、前の月曜日を振替休日とする運用になっておりまして、結果として、子供も教職員も日曜日1日の休みの週が存在するという事になってきているという事実をご存じでしょうか。お答えください。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

土曜日に参観日を実施した場合の代休の取り方と勤務につきましては、佐川小学校と斗賀野小学校では議員ご指摘のように、月曜日にあらかじめ代休を取りまして、その週の土曜日に参観日をしたという事例があります。こうしますとその次の日曜日に休んで、また月曜日から授業とこうなります。

ただそれだけではないですけれども、佐川中学校では同様の事例と同時にですね、土曜日に週休日として日曜日に参観日を実施し、翌月曜日に代休としたという例があります。

尾川小中学校と黒岩小学校では、土曜日に参観日を実施し、町雇用の会計年度任用職員である用務員は勤務を要しない日とし、代休を月曜日としたという例があります。以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

ありがとうございます。

各学校において学校の状況も違うと思いますので、対応方法が異なっているということをご説明いただきました。斗賀野小学校と佐川中学校では、該当の運用になっているということでございます。

現場の教職員や支援員さん等からは、やはり日曜日1日ということで連休ではなくなりますので、十分に休息が取れないというような声も届いております。

また、休み明けの子供たちも疲れが残っておりまして、学習面への影響を懸念する声もございます。特に習い事やスポーツをしている子供に関しては、日曜日に朝から試合が入って、晩まで試合が入っている等や行事があったりするケースもございます。そうすると1日も体を休める間もなく、次の1週間が始まるということになり、大きな負担になっております。

では具体的に、なぜこのような運用になったのかお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

授業日を変更するなどに係る教職員の勤務の割り振りは、校長の校務掌理権、これは公務を司るという意味ですけれども、この範囲で校長が法令に則り決定し、教育委員会に届け出るもので、割り振り、どのように割り振るのかと、その理由までは問うておりません。

勤務時間につきましては教職員の中には、教職員ってのは教員と職員両方です。業務の特殊性から労働法制の趣旨に一部矛盾した扱いの中で勤務をしている教員と、町雇用の職員で労働基準法で守られている用務員や支援員との二通りのあり方があります。各校長はこの二通りの勤務に関する前提がある中で、学校運営上の判断で勤務日を割り振っているものと思います。

この支援員や用務員など、町で雇用している会計年度任用職員の週休日の振替につきましては、令和2年10月26日付総務課長通知、週休日の振替及び休日の代休等の取り扱いについてにより、振替につきましては同一週に取得しなければ法定労働時間を超えてしまうため、割増賃金が発生するので、できる限り同一週で取得することとあり、これにより基本的に同一週の取得となっております。詳細は総務課長からお答えいたしますけれども、こういうのも背景にあつてかなというのは推測です。

教育委員会の姿勢としましては、労働法制につきましては、そもそも重い過重というか、重過ぎる、重い労働から労働者の健康を守るという趣旨がありますので、教育委員会関係の会計年度任用職員の任命権者である教育長といたしましては、労働法制の趣旨を重んじたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

東議員の質問にお答えします。

教育長からの回答と重複する部分もあろうかと思いますが、ルールの確認ということで、お答えをさせていただきます。

支援員につきましては、町会計年度任用職員として採用をさせていただいております。会計年度任用職員の週休日の振替につきましてはまず、職員の勤務時間、休暇に関する条例第20条で「規則の定める基準にしたがい、任命権者が定める」となっております。

次に、その規則ですけれども、佐川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則第6条の2で「常勤職員の例による」となっております。そこで、常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則を見ますと、第3条（週休日の

振替等)ということで、簡単に言いますと4週間前から8週間前までの間で、任命権者が決めるということになっております。また一方で労働基準法では、労働時間としまして第32条で、1週間につき40時間を超えてはならないと規定されております。

佐川町といたしましては、この労働基準法に基づき、教育長の回答にもありましたように、労働者の生命、身体、生活を守るということを優先にですね、令和2年10月26日総務課長通知で、基本的には同一週に取得することということを通知をさせていただいております。以上でございます。

議長(松浦隆起君)

東君。

1番(東祐太郎君)

はい、ご説明ありがとうございます。

支援員さんの労働環境を守るという意味でルールが制定されており、そのルールに正確に則る場合に、支援員さんの週休日が1日、ごめんなさい。同一週の振替との運用となるということをご説明いただきました。

任命権者の判断があれば、土曜日に出勤をするということは可能だということではよろしいでしょうか。

議長(松浦隆起君)

教育長、濱田君。

教育長(濱田陽治君)

はい。土曜日に学校行事を実施して、翌日曜日と続く月曜日の代休、土曜日に学校行事を実施するために勤務日とすることは可能です。

ただし先ほども申し上げましたように、同一週での代休を取らさなくてはなりませんので、土曜日以前の月曜日から金曜日の間に代休を取らせると。仮に用務員さんと支援員さんたちが一斉にいないということはちょっと困るとなればですね、分散をさせて取らせるとかというような工夫があると思います。以上です。

議長(松浦隆起君)

東君。

1番(東祐太郎君)

ありがとうございます。そのような運用も可能だということがわかりました。

現在の契約条件では先ほどの土曜日、日曜日すいません。土曜日の参観日の場合、翌週の月曜日を全員で休みにするという運用がなかなか難しいということでは理解をいたしました。しかしながら、子供の健やかな生活環境、先生方や支援員の働きやすい環境を構築するということを考えましても、やはり日、月

という連休がある状態が望ましいのではないかなと僕は考えております。

聞くところによりますと、他の自治体では今までどおりのそういう運用ができていたところもあるというふうにお聞きしておりますので、私のほうももう少し勉強しまして、できないではなくどうしたらできるかということをお願いしまして、この教育行政に関する質問は終わりたいと思います。

続きまして移住、すいません。人口減少対策についてお伺いをいたします。そのうちの移住政策についてお伺いします。

私自身、佐川町の出身ではなく高知市の出身でございます。そして大学より県外に出ておりましたが、2017年に佐川町のほうに移住をしてまいりました。そういった私の立場も含めて質問をさせていただきます。

佐川町では、これまで様々な移住施策に取り組んでこられたと思いますけれども、全国的に見ても自治体間の移住者獲得競争は激しさを増しております。そのような中で、佐川町としても現状を正確に把握し、今行われている施策をさらに効果的なものへと高めていくことが大切だと考えます。

そこでまず、直近の移住者数や問い合わせ数といった現状の把握、そしてその次に施策の内容と狙い、そしてその後に移住後のフォローアップ体制についてご質問させていただきます。

まず現状の把握ですが、直近の移住者数の推移、もし地域おこし協力隊数等もわかれば、把握している範囲でお答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

東議員のご質問にお答えいたします。

移住者数につきましては、令和2年度27名、令和3年度13名、令和4年度11名、令和5年度5名、令和6年度16名となっております。

うち協力隊の採用人数は令和2年度7名、令和3年度10名、令和4年度10名、令和5年度4名、令和6年度4名となっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

はい、ありがとうございます。

少し微減しているような印象を受けました。

次に、移住を検討されている方、例えば問い合わせがあったというような方が、何名か把握をされておられましたら教えていただきたいと思います。

もしわかればどのような経路、どこを見て連絡いただいた等がもしわかれば

そちらもお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

佐川町で現在把握している移住に関する問い合わせにつきましては、面談、電話、メール、イベントでの面談、オンライン面談の方法で対応した人数を把握しておりまして、毎年度の総数は令和2年度134件、令和3年度95件、令和4年度57件、令和5年度101件、令和6年度106件となっております。

どのような経路でというところにつきましては把握しておりません。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

お答えありがとうございます。

一時期、減ったのはおそらくコロナの影響があるかと思えますけれども、増えているという状況ではないのかなというふうに感じました。

次に首都圏等で実施されている、先ほどのイベントのところ当たるのかもしれないませんが、移住フェアの佐川町の参加の実績数、またその各フェアにおける佐川町のブースへの訪問者数がわかればお答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

令和6年度の東京移住フェアにつきましては、夏が全体で274組の参加があり佐川町のブースへは11組、390人の参加の中で15人が佐川町のブースにいらっしゃってます。

冬につきましては、全体で188組の参加組数で4組がいらっしゃってます。人数は242人に対して4人の方がいらっしゃってます。

大阪は163組がいらっしゃって、5組の方が佐川町のブースにいらっしゃいました。人数は237人のうち6人です。

冬につきましては178組全体でいらっしゃって3組がいらっしゃってます。人数は269人に対して5人になってます。

7年度、東京は241組、夏ですが241組に対して11組がいらっしゃってます。人数は334人に対して17人がいらっしゃいました。

大阪は136組に対して6組、人数は198人に対して6人の方がいらっしゃいました。以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

ご答弁ありがとうございます。

この移住フェアを含む、検討している方が、先ほど令和6年でいうと106人ということでした。

先日の齋藤議員のご質問の中、回答の中でも、確か移住者の目標は今年19人というようなお話があったかと思えます。この106人の中から19人というのは2割の方が来られるということになりますので、なかなか難しいのかなとは思っています。

やはり目標を達成するためには、ごめんなさい。その19人を達成するためにですね、その目標達成に向けたKPIですね、重要業績評価指標とも呼ばれますけれども、KPIの具体的な設定等はございますでしょうか。

また、その目標達成に向けて、定期的な進捗の確認等は行われてますでしょうか。お答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

現在、国の総合戦略が策定中でありまして、年内に出される予定となっております。その内容を確認した上で今後、KPI等につきましては協議していく予定としております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

はい、ありがとうございます。

やはりそういった目標を達成とするためにはですね、そういったKPIの進捗等をしっかりと把握してですね、その数字をもとに課題を抽出し、課題解決に向けた具体的な施策を設定することが不可欠だと考えています。

そしてその施策の結果等も適切に評価し、次の施策へつなげていくというサイクルが非常に重要だと思います。ぜひそういった目線で目標達成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、移住の促進の施策についてですが、現在移住フェア等の参加以

外ですね、移住者を増やすための具体的な施策等も行われておりますでしょうか。お願いいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

現在しておりますのは移住相談員の配置、それから求人サイト日本仕事百貨への掲載等の情報発信、住まいの確保、今年度につきましては関西圏への転出者が多いということもありましたので、大阪での出張相談会を実施しております。また6市町村流域の、流域6市町村の合同のイベント等も実施しております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

はい、ありがとうございます。

実は私自身、2017年の移住フェアに参加したことがきっかけで移住をしてまいりました。その中でも自分が佐川町に移住をするというイメージが具体的に湧いたものがありまして、それは佐川町の移住体験ツアーでした。

担当職員さんだけでなく、地域の方々ですとか、先輩移住者の方々の交流の機会というのは、移住を決断する上でのハードルを大きく下げてくれた認識があります。

そこでお伺いします。

現在こういった移住ツアーのほうは行われておりますでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

おためし暮らしツアーにつきましては、コロナ禍の発生等により実施できておりませんでした。移住希望者にとっては移住先を訪れ、その地域の方と触れ合うことは、移住を決断する上で重要な要素であると考えております。

令和9年度には仁淀川流域6市町村と協力し、合同で移住体験ツアーを開催していく予定で協議を進めております。

また来年度、地域おこし協力隊希望者については、実際に2泊3日で佐川町に来て活動内容に触れてもらい、移住のイメージを深めて応募につなげることを目的とした、おためし協力隊というプログラムを実施することを検討しております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい、ありがとうございます。

仁淀川流域合同のツアーを令和9年度、そしておためし協力隊ですか、を令和8年度にご検討いただいているということで安心いたしました。ぜひ、仁淀川流域のものもですね、佐川町の魅力がより伝わる企画をお考えいただきたいと思います。

続きまして、移住検討者へのフォローについてお伺いをいたします。

移住検討されてる方がですね、例えば実際に佐川町に見学に来られたとしてもすぐには決断をせず、検討の期間に入る方もおられると思います。そういった移住検討者へのフォローについて伺いたいと思います。

例えばですね、月に一度、こちらから連絡を入れて最近の状況を伺ったりですとか、その方のニーズに合う制度やイベント情報を個別に送ったりですとか、町のほうから能動的に関わり続けるアクション等も行われておりますでしょうか。お答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

移住フェアや実際に佐川町に来てくださった方につきましては、あとで連絡を取ったりもしておりますが、定期的に月1回とか、そういう形での後追いとすることはしておりません。以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい、ありがとうございます。

なぜこのようなことをお伺いしたかといいますと、心理学にですね、単純接触効果という法則がありまして、人は接触回数が増えるほど、相手に好意や信頼を抱くということが言われております。

人生のですね、大きな決断である移住においても、例えばですね、一度訪問したきりの対応で終わる自治体と、その後いかがですかと月に一度でもですね、丁寧に声をかけてくれる町。どちらを将来の移住先として検討するようになるかというのは、その差は小さくはないんじゃないかなと考えてます。その定期的な連絡自体もですね、私たちはあなたを歓迎していますというメッセージに

もなるかと思えます。

また、そのつながりを持ち続けることで、仮に佐川町を選ばれなかったとしても、どこどこの自治体に決めましたということになったとしてもですね、なぜ佐川町じゃなかったのか、なぜその決定に至ったのか等をヒアリングする機会にもなると思えます。そういったことが聞ければですね、次の戦略への貴重なデータ、財産になるんじゃないかと思っております。

待ちの姿勢、待ちってのはステイですね。待っている姿勢ではなくて、その人の温かさというんですかね、佐川町の武器でもあるんじゃないかと思うんですけれども、定期的な連絡という形で、具体的なアクションに落とし込んでいただければなと思っております。いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

今年度内に協力隊の卒業生を中心とした移住者の方にヒアリングを行う予定としておりますので、移住者の方のお話をお聞きした上で、必要なアクションがあれば検討していきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

ありがとうございます。

移住後の方に伺って、どのようなことを希望しているかということも、ぜひ進めていただければと思えます。

それこそその町長の行政報告にもありましたようにですね、尾川地区の移住者の方と懇談会を開かれたということはお聞きしました。非常に良い取り組みだと思います。

その方以外にもですね、移住、先ほど担当課長がおっしゃられたとおり、移住してきた地域おこし協力隊ですとかいらっしゃると思いますので、ぜひそういった聞き取りを進めていただければと思えます。今現在はないという認識でよろしいでしょうか。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご相談とかがありましたら、もちろん対応はさせていただきますが、現時点で定期的にヒアリングを行う等の実施をしておりますので、今後実施しますヒアリング等でそういったお困り事とかがありましたら、どういった対

応ができるかというところも含めて、検討してまいりたいと思います。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。すいません、前向きなご答弁ありがとうございます。

ぜひですね、これも一番最初の数値の管理というところにもつながりますけれども、やはり思いついたときにやるというのではなく、戦略的にいつごろやるべきなのか。そういったものもしっかり検討いただきながら、定期的に行っていただくことが大事なのではないかなと思います。

佐川町の魅力はですね、豊かな自然や文化だけではなく、やっぱり僕は人のつながりっていうのがあるんじゃないかなと思ってます。その魅力を最大限に発揮してですね、移住希望者に選ばれるまち、そして移住してよかったと思っただけのまちを目指していただけるよう、今後の移住政策のさらなる充実をお願いしたいと思います。

次に、関係人口の創出について伺いたいと思います。

人口減少は最大の課題であることは間違いないんですけども、先ほどまでお話してたとおり、移住や定住というのはなかなかハードルも高いということで、近年注目されておりますのが関係人口というものであります。

関係人口と言いますと、観光客以上移住者未満という考え方です。地域の外に、佐川町の外におりながらですね、佐川を応援してくださったり、頻繁に通ってくれるファンを増やす、そういったことでございます。

現在、高知県では関係人口創出のためのポータルサイト「いこうち！」などを通じ、県全体で地域と外部の人材をつなぐ事業を推進しています。佐川町内でも一部団体がこういった県の取り組みを活用して、外部人材とのマッチングを試みているという話も聞いております。

関係人口創出の現状につきましてですね、佐川町としての認識をお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

高知県の関係人口創設プロジェクトである「いこうち！プログラム」に、とかの集落活動センターあおぞらは今年度参加し、5プログラムを実施しております。7名の参加者がおり、県外の方にもご参加いただいたとお聞きしております。

町におきましても、現在策定中の第6次佐川町総合計画において、人口減少

対策として関係人口の拡大に取り組むこととしております。以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

ありがとうございます。

現状及び今後の実施していくということで答弁をいただきましたので、ぜひですね、ごめんなさい。移住、そして関係人口創出ということで人口減少対策につきましても、より一層、政策を進めていただければと思ひまして、この質問のほうを終わらせていただきます。

続きまして、自治体のDXについて質問をさせていただきたいと思ひます。

少子高齢化と人口減少が進む中ですね、将来的に行政の担い手である役場職員の体制についてもですね、縮小であったり、そういう局面も予想されます。そのような状況において、自治体DXは住民の利便性向上という側面だけではなく、行政運営の持続可能性を担保するための重要な課題だと考えております。

そこでまず、本日は佐川町が取り組んできたDXの成果を伺ひまして、さらにこれから課題の解決に向けた体制づくりについてお伺ひしていきたいと思ひます。

まず、これまでの佐川町におけるDXの施策と、その評価についてお伺ひします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横島君。

総務課長（横島克彦君）

東議員のご質問にお答えします。

佐川町ではこれまで、住民サービスの向上と、職員の業務効率の向上、デジタルを原則とする働き方の実現という2つの柱を中心に取り組みを進めてまいりました。

まず、住民サービスの向上に向けた具体的な取り組みといたしまして、マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化に取り組みました。国の主導で令和5年2月に開始されました、引っ越し手続きオンラインサービスにより、転出入時の届けなどがオンラインで可能となり、これまでに200人以上の方に利用していただいております。また、同時期に子育て関連15手続きと介護関連11手続きにつきまして、オンライン申請が可能となっております。

また、佐川町独自の取り組みといたしまして、昨年からは職員採用試験の募集をオンライン申請に切り換え、採用試験の申し込みから受験者への1次試験結果通知までをオンラインで完結をさせております。さらに、セット検診やイベ

ントなどの参加申し込みをオンライン申請で受け付ける方法を導入をしております。

昨年12月からは戸籍に関する証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書などのコンビニ交付サービスを開始しております。このサービスは開始以降、750人以上の方に利用していただいております。

また、住民課窓口には異動受け付け支援システムを導入し、来庁者の待ち時間や手続きに要する時間の短縮を図っております。さらに新図書館の建設に伴い整備されました佐川町デジタルアーカイブの活用や、議会中継の実施にも取り組んでまいりました。

次に、職員の業務効率の向上、デジタルを原則とする働き方の実現に向けた取り組みにつきましては、昨年までにITインフラ基盤の強化を進め、役場本庁舎及び健康福祉センターかわせみにおきまして、全館無線LAN化を完了いたしております。また、職員が使用するパソコンの入れ替えに合わせてデュアルモニター環境を整備し、業務の効率化や働きやすさの向上を図っております。

さらに、文書管理及び電子決済システム、グループウェア、テキスト生成AIや電子入札を導入いたしております。また、職員のデジタルリテラシーの向上を目的に、情報発信を積極的に行い、役場内で実施する職員研修や選挙の開票速報などのオンライン配信にも取り組んでおります。

これらの取り組みの評価につきましては、取り組みに対する住民の皆様の声を直接お伺いする機会はありませんので、正確なところは把握できておりません。なお、導入済みの取り組みにつきましても、その効果が限定的なものも見受けられますので、今後さらに、施策の有用性を引き上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

はい、詳しくお答えいただきましてありがとうございます。

現在までにマイナンバーカードを利用したオンライン手続きですとか、コンビニの交付であるとか、あと独自に採用試験や健康診断のオンライン申請、それから無線LANの整備やデュアルモニター化など、具体的な導入事例を教えてくださいました。

そしたら続きましてですね、DXを推進する体制についてお伺いをいたします。

DXはですね、全庁横断の取り組みであるかと思えます。なかなか個々の部署任せでは前に進まないこともあるかと思えます。町がさらなるDXを推進す

る場合ですね、やっぱり課題解決にコミットをして、全庁を牽引するような専門的な推進組織が必要だと思います。

佐川町にはそのDXを担う部署や専任体制がどのように構築されているのか、その具体的な役割や各部署への関わり方についてお答えください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えさせていただきます。

佐川町では令和4年4月の人事異動に伴い、それまでは他の業務と兼務しておりました電算担当業務を専任化し、さらに自治体DX推進をはじめとする情報政策全般に対応するため、総務課に情報政策係を設置し、現在2名体制で業務を行っております。

情報政策係の役割につきましては、従来は日々の業務を円滑に進めるための基盤として、役場全体のITインフラの管理・運用を担うこと、また、住民記録、税、社会保障など住民サービスの根幹との情報システムの運用を行っておりました。現在はこれらの業務に加え、DX推進に関する業務を担っております。

情報政策係と各部署の連携状況につきましてですけれども、残念ながら現時点では組織的な連携が十分に構築されているとは言いがたい状況であると考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

はい、ありがとうございます。

令和4年度の情報政策係の専任化、そして令和5年に2名体制と拡充したことということで、組織を今運用しているということをお伺いしました。

また現在は、その組織的な連携が十分できていないとの課題がありましたけれども、やっぱりこの自治体DXというものはですね、その人、そして仕組みにかかっていると言っても過言ではないかと思えます。組織的な連携をですね、これ以上、今まで以上に加速してですね、DXの取り組みを牽引する、その推進役、そういった推進リーダー、そういったものをどのように位置付けていくのか方針をお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおりDXの成否はですね、人にかかっておるというふうに考えております。佐川町としてですね、行政サービスの維持、住民生活の利便性の向上、そして職員の働き方改革を両立させるためには、職員全体のスキル向上が不可欠であると思います。その中でも、改革を牽引し、職員全体の力を束ねる役割を担うDX推進リーダーの確保、育成は極めて重要な課題であると認識をしております。

佐川町としましては、職員全体のリテラシーを向上させつつ、体系的な研修や外部の人材や知見を活用しながら、単にパソコン操作に長けた人材ではなく、業務改革を指導できる人材を育成して、その努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

はい、ありがとうございます。

業務改革、BPRという言葉が出てまいりましたけれども、こちらの主導できる人材を育成していくということをお伺いしました。

そういった中で業務改善、BPRも含め業務改革も含めですね、そういった専門家ですとか、外部の人材の知見を活用するというご回答もあったかと思うんですけれども、現時点でそういった外部の方の活用といったものの現状、検討状況ですとか、今後の方針がありましたら教えていただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えさせていただきます。

議員も既にご承知のことと思います、先ほどの話にもできたと思いますけれども、DX推進の根幹は徹底した業務改善、いわゆるBPRの実施であるというふうに考えております。

BPRの実施に当たりましては、現場で業務を行っている職員が、主体的に中心となって進めていかなければ、実現できないと考えております。しかしながら、BPRを実施するためにはBPRそのものの知識やノウハウ、改革意識の醸成といった課題が存在しております。

そこでその課題を解決するために、現在、国の地方創生人材支援制度を活用し、民間企業からのデジタル人材派遣を進めております。なお求める人物とし

まして、役場の各現場に入り、実際に職員とともに業務改善の取り組みを進め、外部人材が退任した後も継続的に改善に取り組める組織づくりや、改革のマインドを根付かすことができる方であります。また、外部人材に変わり、伴走支援を行える職員の育成が可能である方を重視もしております。

このような外部人材の活用により町全体の体制を強化し、より実効性のある取り組みを進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい、ご答弁ありがとうございます。

国の制度を活用して、民間の人材の派遣を検討していることをお聞かせいただきました。

国のほうからの派遣となりますとですね、なかなか実現、簡単なことではないかと思えますけれども、ぜひ進めていただきまして、その理想とされる自走可能な業務改善組織ですとか。やはりコンサルの方がずっと入っている、そういう状況は本来の佐川町のあるべき姿でもないと思えますし、もちろん予算もかかってくるのだと思えますので、その取り組みに向けてぜひ議論を進めていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、職員向けの研修体系についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの業務改革BPRの推進を進める中でもですね、やはりトップダウンだけではなく、ボトムアップで定着させるということが必要かと思えます。そのためには、全職員の意識とスキルの底上げが不可欠だと思えます。

冒頭の実績の中でですね、グループウェアの導入ですとか、あとテキスト生成AIの導入のお話もありましたけれども、こういったツールは特にですね、少しの知識とちょっとした使い方で、大きく作業効率等が変わってくるものだと認識しています。

職員の方に対してそういったリテラシーの向上ですとか、BPRに対するマインド醸成を目的とした研修ですとか、そういったもの現在ございますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えさせていただきます。

現時点におきまして、佐川町の人材育成方針等で、DXに関して具体的に研

修プログラムを設定しているものはございません。情報政策係におきましてはデジタルリテラシーの向上に資する情報発信を行ったりですね、今年6月には生成AIに関する勉強会なども開催をさせていただいております。

こうした取り組みを継続するとともに、意識改革や能力向上につながるような研修プログラムの導入に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太郎君）

はい。

情報発信や勉強会等は何度か行っていただいているということでございました。研修プログラム等についてもご検討いただけたとの回答でございました。

今日お聞きしましたDX推進についてはですね、要点としては2つありまして、1つはやはりその課題にコミットをして、強力に推進していく組織が必要であるということ。もう1つは、全ての職員が業務効率、行政運営の効率化という目標をですね、意識し続けるマインドの醸成というものが必要なのだと思っております。

職員の皆さんがデジタル技術を道具として活用して、住民サービスに向かう時間を最大化し、効率的で質の高い行政サービスを提供できる佐川町を目指してですね、引き続きスピード感あるDX、BPRの推進を強く要望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で1番、東祐太郎君の一般質問を終わります。

10時10分まで休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 10時10分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、5番、岡林哲司君の発言を許します。

岡林君。

5番（岡林哲司君）

5番議員の岡林哲司でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書にしたがい、質問をさせていた

だきたいと思います。

既に5つ挙げてる項目のうちですね、4つほど他の議員さんからも質問が出ている項目がございます。その分野、かぶってる部分に関しましては、誰々議員に答えたとおりのような形で簡潔に答えていただいて構いませんので、引き続きよろしく願いいたします。

さきの選挙では、無投票で2期目のスタートを迎えることとなりました。4年間の評価を受けられないまま、新たな4年間が始まったことに若干の不安もあります。引き続き、しっかりと住民の声を聞き、情報収集と研究を重ね、いただいた時間内に収めるよう質問させていただきたいと思いますので、ご答弁のほうよろしく願いいたします。

それではまず移住促進、少子化対策についてお伺いいたします。

町長の所信表明の中でも、人口減少や少子高齢化への危機感、そして若者が住みたい、子供を産み育てたいと思えるまちを作るという決意が、2期目の大きな柱として示されました。

一方で、私たち議会としましては、ここ4年間で佐川町がどのような施策にどの程度の財源を投じ、その結果として人口や出生数がどう推移してきたのか、これまでの4年間でしっかりと検証した上で、今期4年間の舵取りを一緒に考えていく必要があると考えています。

そこで、まず直近4年間の取り組みとその結果についてお尋ねをいたします。

1点目に直近4年間、令和3年度から令和6年度までの決算額ベースで構いませんが、この期間に本町が実施してきた移住定住促進を名目とする各種事業、それと子育て支援、少子化対策を名目とする事業、こうした人口減少対策に関わる主な事業ごとの決算ベースの金額を可能な範囲で整理して、それぞれの年度ごとに金額をお示しください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

岡林議員のご質問にお答えいたします。

移住定住促進に関するまちづくり推進課所管事業としましては、移住促進事業と地域おこし協力隊事業、人口減少対策事業がございます。

まず、移住相談員の配置や住宅改修の補助金、空き家活用住宅の借り上げ料などを含む、移住促進事業の決算額は繰越予算も含めまして、令和3年度、約1,402万4千円。令和4年度、1,683万2千円。令和5年度、約3,040万7千円。令和6年度、1,678万6千円となっております。

続いて、地域おこし協力隊の人件費や活動費である地域おこし協力隊事業は

令和3年度、1億967万7千円。令和4年度、1億600万円。令和5年度、9,716万2千円。令和6年度、8,364万8千円となっております。

人口減少対策事業は、高知県人口減少対策総合交付金の移住定住促進強化事業になりますが、令和6年度からの実施の事業で、内容としましては、ロゴやリーフレット等の作成、同窓会支援があり、令和6年度の決算額は266万5千円となっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからはですね、少子化対策、子育て支援策、こちらのほうの町が取り組んでいる代表的なものを2つ、お答えをさせていただきます。

まず乳幼児医療の児童も含めてですけれども、医療費の助成になります。こちらの決算額につきまして、令和3年度は3,052万2千円。令和4年度が2,757万1千円。令和5年度が3,195万3千円。令和6年度が3,553万8千円。こちら令和6年度からですね、15歳から18歳まで引き上げられてるということがございます。

そしてもう1つ、保育料の軽減になります。こちらはですね、国のほうが3歳から5歳まで無料になっておりますが、それ以外の県の事業も含めまして、地方分の町負担の分も含めましての軽減の額を申し上げます。

令和3年度につきましては1,363万9千円。令和4年度が1,246万9千円。令和5年度が1,261万2千円。令和6年度が1,220万円でございます。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは私のほうからは、教育委員会に関連します主立った事業についてご説明をさせていただきます。

まず人口減少対策、こちらにつながる事業といたしまして、佐川町奨学金返還支援事業助成金。これは令和4年度から実施をしております、令和4年度の決算額といたしまして377万6千円。それから令和5年度につきましては602万6千円。令和6年度が663万3千円となっております。

次に、子育て世帯への支援となる事業といたしまして、給食費の無償化といたしまして、これも令和4年度からの事業となっております。これは佐川町在住の町立小中学校と、加茂の佐川町の児童生徒が対象となっております。令和

4年度につきましては3,585万円。令和5年度、3,550万4千円。令和6年度、3,458万3千円となっております。

次に、子育て世代支援学校給食費補助金、こちらにつきましては佐川町在住の児童生徒が、私立など町外へ通う児童生徒を対象とした補助金となっております。こちらにつきましては令和4年度、94万6千円。令和5年度、86万6千円。令和6年度、159万4千円となっております。

次に、学校給食弁当代替対応補助金。こちらにつきましては、アレルギー等によりまして、お弁当を持参されている家庭への支援となっております。こちらにつきましては、令和4年度が27万1千円。令和5年度、15万4千円。令和6年度、15万6千円となっております。

この私立へ通う給食、お弁当代の補助とアレルギー対応の補助につきましては、給食費の単価、令和4年度から令和6年度につきましては小学校で280円、中学校で310円となっております。相当の単価、こちらのほう、補助させていただいております。以上になります。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。各課からご説明をいただきました。

佐川町では、こうして人口減少対策として様々な取り組みをしていただいているということがわかりました。

次に、それら全てを合計した人口減少対策にかけた金額の総額、この合計額を年度ごとにお示してください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

先ほど回答させていただきました3課局の年度ごとの決算額の合計額は、令和3年度、約1億9,617万円。令和4年度、約2億4,169万円。令和5年度、約3億7,769万円。令和6年度、約2億3,549万円となっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

2億円から3億円、4億円近くまでと、人口減少対策にはこうして多くの予算が割り当てられているということがわかりました。ありがとうございます。

続きまして2点目に、その決算額と併せてですね、同じ4年間の間に年度別の人口の出生数、そして人口の推移などがわかりましたら、その数字を教えてくださいたいと思います。そして先ほども質問がありましたが、もし把握されていれば移住者数や、これの相談件数も一緒に示していただけたらと思います。お願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えします。

ご質問の出生数、人口、社会増減の人数につきましては、年度ではなく年ごとの数値でお答えさせていただきます。

まず出生数についてお答えいたします。

令和3年から令和5年までは、厚生労働省の人口動態統計特殊報告が出典となります。令和3年、59人、令和4年、41人、令和5年、54人です。令和6年は人口動態統計特殊報告の数値が出ておりませんので、総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査からの数値になりますが、45人となっております。

人口社会増減については、総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の出典の数値となります。人口は令和3年、1万2,521人。令和4年、1万2,388人。令和5年、1万2,238人。令和6年、1万2,013人となっております。

社会増減は、令和3年は転入399人に対し、転出379人で20人の増加。令和4年は転入421人に対し、転出386人で35人の増加。令和5年は転入377人に対し、転出397人で60人の減少。令和6年は転入370人に対し、転出373人で3人の減少となっております。

移住者数は令和3年度、13人、令和4年度、11人、令和5年度、5人、令和6年度、16人です。

なお実際に移住された方の数は先ほど回答いたしました人数ですが、移住相談人数は面談、電話、メール、イベント、オンライン面談を合わせ、令和3年度、95人、令和4年度、57人、令和5年度、101人、令和6年度、106人で、コロナ禍に一時減少いたしました但現在では回復傾向となっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

かけてきた人数とそして人口の増減、生まれた人数などの確認をさせていただきました。

こうして見ていくとですね、20人、30人と増えて60人減ってと。やはりこの社会増減も含めると人口の緩やかな減ということにつながっていったのはわかります。総合計画の、この自己評価などで人口減少や少子化について、どのような分析を行ってこられたのかお聞かせください。

また、移住子育て関係の施策のうち、一定の効果が出ていると評価しているもの。逆に期待していたほどの効果が見えず、今後見直しや再設計が必要と感じているものがあれば率直にお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

現在、第6次佐川町総合計画を策定中であり、7月25日に令和7年度第1回佐川町総合計画審議会及び佐川町まち・ひと・しごと創生推進会議を開催しました。その会議において、第5次佐川町総合計画及び第2期佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について評価報告を行っております。その中で少子化対策関係の政策分野についても評価を行いました。

また、第2期佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少社会に立ち向かうべく、4つの基本目標、地産外商を中心に魅力ある仕事を作る、ふるさと愛を醸成するとともに新しい人の流れを作る、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、小さな拠点を中心として地域の暮らしを守る、を掲げて取り組んでまいりました。

国立社会保障人口問題研究所が、平成30年に2015年の国勢調査のデータをもとに出した令和2年の推計人口が1万2,309人であったのに対し、実際の令和2年の国勢調査結果は1万2,323人となり、想定された人口を14人上回る結果となっておりますが、第2期総合戦略で目標としていた1万2,429人とは106人の差があり、年間75人を目標にしていた出生数についても令和5年時点で54人と目標に達しておりません。

佐川町では平成30年に子育てしやすいまち宣言を行い、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援体制を整え、町独自の子育て施策を実施するなど、子育てしやすい環境が整っています。しかしながら、様々な子育て支援策の実施にもかかわらず、少子化対策としての効果は見えにくく、出生数の減少傾向が続いています。

これは子育て世代の減少と晩婚化が影響していると考えられ、人口減少対策、少子化対策を行いながらも、人口減少を正面から受けとめ、町民が生きがいを持って安心して暮らし続けられる生活環境を構築することが重要と考えております。

個別の事業や施策ごとに効果を図ることは難しいところではありますが、引き続き、各事業の事業や施策について評価、検証を行いながら、人口減少に対してより効果のある取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

第6次のまちづくり総合計画を進めていく段階で、第5次のまとめというか、そういったこともして分析をしたということでございます。

この人口の推移を見てもみますと、第5次の総合計画に人口推移の表が記載をされておりまして、その中での人口の移り変わりっていうのを見ていくと、この社人研というところが出している、国立社会保障・人口問題研究所というところですけども、が出している表、それより上にですね、第5次まちづくり計画の中で、町が望むという数字の線がありましたが、2025年時点の表を見比べていくとですね、まさしくその社人研が出していた人口推移の数字に、今の人口というのほぼ近くですね、これは第5次の計画で町が思い描いていたものからいうと、現時点で400人ほど少ないというような状況になっています。

これをもって、私はこの人口減少対策をうまくいってないとは思っておりません。これもした上でこの数字になっているということなんですけれども、それに、これぐらいの予算を投じて活動していただいているところの確認をさせていただきました。

続きまして2期目、4年間の人口減少対策、先日も所信表明の中で片岡町長からは力強く、もう一番は人口減少対策にしっかり力を入れていくというような発言をいただきました。そこで町長にお伺いいたします。

所信表明の中で必要性、計画性、弾力性を重視しながら持続可能な財政運営を行うとの決意を示されるとともに、人口減少対策として子育て支援、若年人口の定着、住環境の整備、高齢者福祉や移動手段の確保が柱として挙げられました。このいろいろ掲げられた5本の大きなテーマの中でも、そこに人口減少対策を重視するというのも発言をされておりました。

そこで、今期4年間で特に重点を置きたい施策と、新規に打ち出そうとして

いる施策について、他の議員さんの答えにもありましたので、そういった部分
は同じで構いませんが、もし今までで出しきれてない部分がありましたら、お
聞かせください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、岡林議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の質問でいろいろ質問に答えさせていただいておりますので、改めてな
んですが、重複するところがあるかもわかりませんがお答えさせていただきます
。

新規事業としましては新たな町営住宅の整備、そして保育料の完全無償化に
向けても、健康福祉課のほうに検討、協議を進めていただくことをお願いして
おります。それとですね、これまで取り組んできました移住、少子化対策事業
につきましても継続して実施していくこととしております。

その他にもですね、町民の皆様の生活に直接関係する上水道、飲料水道の整
備、町道河川・水路などのインフラ整備につきましてもは特にですね、不自由を
かけております町民の要望等に応えていきたいと思っております。

また、南海トラフ地震の対策としまして、町内各消防分団のですね、施設の
整備、これはもう拠点となる施設でございますので、しっかりと整備をしてい
きたいと思っておりますし、消防の資機材の充実でありますとかいうことにお
きまして、しっかりと対応していきたいと考えております。

また、ふるさと納税の増額につきましてもですね、4億という目標に対しま
して、3億ちょっとというところになっている状況でございますので、今後増
額に向けてですね、企業誘致をはじめ、そういった、どういふふうこれから
増額をしていくとかいうことにつきましても、担当課とも協議をして進めてい
きたいと考えております。

また、観光面におきましては焼耐蔵の改修、これを整備することによって上
町地区の観光施設の充実にも取り組んでですね、観光客を誘致、来ていただく
ような整備に向けて取り組みも進めていきたいと考えております。以上でござ
います。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。様々な分野で取られるというお話をお聞かせいただきました。

町営住宅の整備や保育料の無償化、そしてふるさと納税の増収、そして観光

面のことや、消防団の資機材の充実なども言及いただきました。ありがとうございます。

これ後ほど、次の質問でも触れるところになるんですけども、全国的に統計を見ていきますとですね、地域の高校がなくなることで若い世代の転出が加速するという分析結果は、これははっきりと出ております。こうした中で高校への支援や高校の魅力化に対する支援などをですね、この移住、少子化対策と並ぶ人口減少の対策の一部として位置付けるお考えがあるか。

今までの答弁でも町長はこの佐川高校の存続というのは、人口減少の部分でも重要な要素であるというご発言をいただいております、答弁もいただいております。この部分についてこうした位置付けをするお考えがあるか、町長のお考えをお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えをさせていただきます。

佐川町内ですね、中学校から佐川高校へ進学する生徒さんもおられます。その中にはですね、佐川町内で就職するなど、地域の担い手となってきている生徒さんも育ててきております。また実際ですね、役場のほうにも佐川高校の卒業生が数名入っていただいて、頑張っているというところでございます。

これらのことなどからですね、佐川高校の存続、支援といったことは、人口減少対策の一部ではなく、人口減少対策そのものであると確信をしているところでございます。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

人口減少対策の一部ではなく、人口減少対策そのものだという、非常に力強いご答弁をいただきました。ありがとうございます。

佐川町はですね、人口の減少は他の周辺地域に比べて緩やかなものも、この昔からの位置付けというのものもあるかもしれないですけども、奥からの人口のダムとしてですね、人口減少が緩やかであったというようなことも、感じております。

その中で、この高校がなくなるというのはですね、さらに上流、上流といいますと仁淀川の上流という意味ですけども、越知町や仁淀川町のさらなる人口減少にもつながりますし、そうしますとそこからの移住ということも、佐川

町は今までいただいていた恩恵なわけですが、そういったものもさらになくなっていくということも考えられますので、ぜひ町長も先ほど人口減少対策そのものだという事をおっしゃっていただきましたので、そうした意味合いで、引き続き、この町全体の人口減少対策、一緒に考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、佐川高校地域コンソーシアムの経過についてを伺います。

町長の所信表明では、教育の分野においてさかわ未来学構想、ふるさと教育、子育てをするなら佐川町で、教育を受けるなら佐川町という方向性をお示しいただきました。

その中では、佐川高校という言葉が出てきておりませんので、それが先ほどの質問につながったわけでもあるんですけれども、実際にこの高校再編計画の中で、佐川高校の将来というのは、本町の人口、産業、コミュニティに大きく影響します。少子化や人口減少を真正面から語るのであれば、この地域のここをどう位置づけるかというのが避けてとおれない問題だということで、先ほど、この地域の高校をしっかりと維持していくというのは、人口減少対策そのものであるというご答弁いただきました。

そこで以下の点を順に伺います。

地域コンソーシアムの現在の状況、第2回の会議があったというふうに伺っておりますが、この第2回会議でどのような議題が話し合われ、どのような合意や宿題が出たのかお聞かせください。なお、田村議員の質問にもありましたので、重複する部分は簡潔で構いませんのでお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

11月26日に第2回地域コンソーシアム会議というものが開催されております。今年度、ここに至るまでの経緯等はですね、先日の田村幸生議員のご質問にお答えをしておりますので、そこは省略をさせていただきます。

行動計画、アクションプランについてですね、方向性として学校地域間の連携、進路保障と教育の質の確保、それと広報発信力の強化というものが示されまして、この中で進路保障と教育の質の向上として、学力向上と進路実現に向けた支援と生徒の主体性を育てる機会を作り出すと。

2つ目の広報発信力の強化として、情報発信体制の整備と工夫、自治体との連携による広報の強化、地域への認知度の向上が挙げられております。

さらにこれらの方向に基づく具体的な取り組みの案として、いのち輝け～さ

くら咲くプロジェクトへの強化と、仮称佐川学、仁淀川流域学、これも仮称ですけれども、これを新設して探求的学習を充実させ、学力と主体性の向上を目指す、選ばれる学校になろうとする提案がございました。

この提案に対して各委員から実際のニーズを確認するべきと。次に、全国にPRできるコースや課を設置してはどうか。次に、川に関する部活動を導入してはどうか。次に、まず地元の子供たちに選ばれる必要があると。次に、進路の多様な選択のため普通科が必要であると。その次に、小中学校からの一貫性を考えるべきと。というような意見が出されております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

アクションプランについてと、これからの活動についてのアイデアということで、くら咲くプロジェクトの強化でありますとか、仮称の佐川学、仁淀川流域学など、そして全国にPRできる構想ということ。そして川の部活を作ったらどうかというようなこととか、小中学校からの一貫性をというようなお話があったということです。

具体的に何かこう方向性、動く方向性が決まったってというようなことではないと思うんですけれども、今年度、今後予定している次の第3回の会議や、もしくはワーキンググループのスケジュールがどうなっているのか。またその中でですね、今までもお聞きしましたが、県教委と佐川高校、仁淀川流域の3町村、そして教育委員会ですね、それぞれの役割分担がどのように整理されているのかお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

今後12月から1月にかけて、この具体的な取り組みを協議するワーキンググループを開催し、これらの意見を参考に計画を修正し、1月から2月に予定をしております第3回のコンソーシアム会議に提案をするという見込みになっておまして、まだ具体的な取り組みの見通しは固まっておられません。取り組みの見通しが固まってない状況ですので、役割分担についてもまだ整理されているという状況にはございません。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。次回のワーキンググループの会が12月から1月の間、それを踏まえて第3回のコンソーシアム会議は1月から2月の間に開催される予定ということで、今の時点で、これをやっていくということが見通しは固まっていないので、役割もまだそれぞれ決まっていないというようなご答弁でした。

なかなか会議の進め方というか、これは進んでいくのに苦慮されているなということが、今までの答弁でもなかなか進んでいけないというような状況があるかと思います。

これ、いつまでにどのような形で佐川高校の魅力化の策が見える化、これはこういうのやっていきますよというふうに発信ができるのかっていうところがなかなかちょっとわかりづらくてですね、町長もコンソーシアム会議に参加いただいていると思いますが、その中でこの佐川高校がある町としてですね、先ほど町長もこれはまさしく人口減少対策であるというふうに力強く発言いただきましたので、県立の高校なので県が主導して動くと思うんですけども、この地域コンソーシアム会議においてはですね、県教委任せではなく高校がある町としてですね、片岡町長がみずからリーダーシップをとって引っ張っていくというような決意を持ってご参加をいただくようお願いを申し上げます。

続きまして、佐川高校への第2期片岡町政としての投資と人口減少対策としての位置付けということで、投資という言葉を使いましたが今の時点でですね、佐川町が佐川高校に対して行っている支援というのは今まで度々確認してまいりましたが、年間で予算の規模で37万円ほどということは伺っております。

一方で、先ほどの人口減少対策の質問で確認したようにですね、移住少子化対策などの人口減少対策全てにおいては2億円から4億円近くお金を投じてきております。

これまでの一般質問の中で、私も町独自の通学補助や下宿、シェアハウス等への支援、学習支援、塾代の助成、海外留学や短期留学への補助、こうした具体的な支援策を提案してまいりましたが、担当課局、教育委員会もしくはまちづくり推進課のほうでですね、これらの案について実際に検討とか、試算を行ったことがあるか、それとやれたらいいと思うが、財源とか体質上の課題で止まっている、もしくはまだそこまで踏み込む段階ではないと判断しているのか、その辺りを整理してお聞かせいただけたらと思います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

これはですね、町長、副町長、私にですね、総務課長、まちづくり推進課長を交えての三役会とかですね、それから教育委員会の事務局、それと教育委員会の場面でこのような、先ほど言われましたような提言があつてますが、ということを経験にしてですね、可能性など大まかな検討はしておるんですけども、具体的な検討や試算はしておりません。様々な局面を含むなというところでお声が出ております。

今後の取り組みがコンソーシアムの中で固まっていなくて方向性が定かでない状態ですので、議論の行方を注視しながら、立地している流域町村でどのような援助が可能なのかなということを協議をしていこうということになっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

地域コンソーシアム会議の中で、この高校のことを進めていくという中で、なかなかこの町単体でですね、財源的にも支援を急に佐川町がこれやりますっていうのは難しいという話は今までもお伺いしております。その中で三役、町長、副町長、そして教育長と教育次長、総務課長などを交えて、まちづくり推進課長なども交えてこうした話をしていただいているところで、一定、私がお提案をさせていただいた意味合いがあるのかなというふうに感じております。

ここで質問にこの提案をすることですね、これを確実に実行して欲しいというような意味合いよりかはですね、なかなかこの地域コンソーシアム会議が進んでいかない中で、こういったこともできるんじゃないかという一つの、情報の一つとして受け取っていただけたらありがたいですし、またそれが、もちろん実現していただけたらありがたいんですが、少しでも佐川町の町議会議員としてもですね、この佐川高校を何とか存続していただけるように、そして存続だけではなくて、やはり魅力化をして子供たちに来て欲しいと、行きたいと思ってもらえるようなやっぱり高校になってもらわないと意味がないので、そういった高校になるにはどうしたらいいかというところで、研究も進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

ここで町長にですね、高校がなくなった自治体で若年層の流出が加速したという全国的な分析があることなどを、データに挙げてこの町長のスタンスをお伺いする予定だったんですけども、先ほど町長のほうからですね、この人口減少対策そのものだという力強いスタンスをご表明いただきましたので、ここに

についてはもう先ほどのご答弁をもって、町長の思いを聞かせていただいたというふうにしたいと思います。

続いて、このサカワークと地域探究、留学支援の次のステップということで、3点目にサカワークを核とした地域学習の次のステップについて教育長に伺いたいと思います。

小中学校で展開しているこの地域の学習プログラム、サカワークは、佐川町の自然、歴史、文化、産業を学ぶ非常に評価の高い取り組みだと聞いております。私自身、県内の他の自治体の議員さんたちと勉強会をしていく中で、この佐川町がやっているサカワークについてはお褒めをいただき、またちょっと勉強してみたいので何とかその教材として貸していただけないかというようなお話も、先日教育長にも報告をさせていただきました。

そこで現在、この小中学校での地域探求にかける授業時間数、サカワークの活用なども含めた予算規模などを伺います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

各小中学校でのふるさと教育の授業につきましては、小学校低学年では生活科、中学年、高学年、中学校では総合的学習の時間を中心に行われます。授業時間は年間小学校低学年で60から70時間、中学年と高学年で40から50時間、中学校1年生で20から30時間、中学校2、3年生で40から50時間となっております。

ただ佐川町の場合はカリキュラムマネジメントといいまして、各教科でそれ、佐川町に関わる部分の学習をしますので、さらにこの上にですね、各教科流域で取り上げる時間が加わってくるということです。

予算につきましてはですね、このサカワーク、中心となる教材のサカワークは平成30年の後半から2年半かけて準備をし、3千万円を超える予算をいただいたものです。

これらを含めてですね、令和7年度からの予算をご説明しますがけれども、ふるさと教育関係の予算は、先ほど申し上げましたサカワークの高学年用を防災、北見市常呂町との開拓交流、平和、環境の4分野を中心としてデジタルと併せて改定するために紙面と動画の作成、成果を図るための検定の政策、印刷までの委託費として887万9,500円と。小中学校での防災教育のために、京都大学の矢守克也教授にご指導いただく謝金に4回分で20万円と。消耗品に15万円、新転入教職員研修のガイド料を3千円、これを計上をして実施をしております。

来年度は、サカワークの改定はありませんので、サカワークに関する予算案は現時点として計上しておりません。

ふるさと教育全体につきましては、継続充実の方向で案を考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。この小中学校の授業の中でですね、決められたサカワーク、地域学の勉強以外に各科でそれぞれ地元に関しての勉強を取り入れる部分は取り入れていただいているということで、多くの職員さん、そしてそれに関わる地域の住民とか専門家の協力のもとにこのすばらしい地域愛を育む教材が誕生し、そして活用されているということがわかりました。

これ話題をちょっとまた高校に戻しますが、私が前回までの質問で取り上げた佐川高校の魅力化の提案としてですね、仁淀川町、越知町、日高村、佐川町の4町村をフィールドに、3年間で全生徒が地域の自然、文化、アクティビティ、食を体験し尽くすプログラムとして、サップやラフティング、カヌー、山歩き、洞窟探検、そしてキャンプや歴史探索、地元食材を使った料理体験などを組み合わせた、この地域を味わい尽くす探求メニューといった提案をお示しさせていただきましたが、これにICT、今、図書館さくとかができて、佐川町はICTの事業にも力を入れていると思いますが、こういったICTへの特化ということを組み合わせるとですね、地域産業、観光産業や地域食文化を、ICTやデジタル技術の学びと組み合わせるとですね、この地域をフィールドとしたPRや観光、情報発信、そして起業するスペシャリストの育成コースというようなものの設置も可能になると思います。

まさにこの地域愛のスペシャリストとして小中学校で学んだサカワークのこの延長線上にですね、先ほどもコンソーシアムでそういった案も出てきたというのも聞きましたが、仮称で佐川学であったり、仁淀川流域学であったりとかいうような話もありましたが、こういった形でですね、このサカワークの延長線上に、高校生版のサカワークであったりとか、この流域版のサカワーク、サカワークと呼んでいいのかわかりませんが、というようなものを組み合わせ、さらにそれで学んだ学生たちをこの海外へ留学させるというようなことで、この地域を深く知って、その上で世界に飛び立って、もう一度この地域を選び直してくれるという若者を育てていくことができるというふうに思います。

こうした地域を味わい尽くした、知り尽くした子供たちがですね、もし就職

でその後、県外に出たとしてもですね、この地域を宣伝する営業マンにもなるのじゃないかというふうに思いますが、ここで教育長にお伺いをいたします。

サカワークの発展系としてですね、特にこの仁淀川流域の4町村との連携を視野に入れた、流域版のサカワークのようなものっていうのは、教育長の頭の中に構想があるかないかというところの部分、また、そういった可能性をどういうふうに感じているかっていうのをお答えいただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。岡林議員のご質問にお答えをいたします。

私が常々申し上げるふるさとを豊かにする学力という点においてですね、議員のお説と全く一致をしております。

さてコンソーシアム会議でですね、ワーキンググループから先ほど言われましたように、さくら咲くプロジェクトの強化、佐川学仮称、それから仁淀川流域学、これも仮称、の新設によってという提案がなされております。

これに対して、ふるさと力、人間力、未来創造力を育てようとするふるさと教育とのさかわ未来学の取り組みをですね、関係教育委員会との連携の中で流域全体に広げ佐川高校での教育につなげていきますと、小中高等学校教育の地域における一貫性が確立され、流域から佐川高校へ進学し、将来地元で活躍する、または議員の言われましたように一旦地域外に出てもですね、地域を忘れない、地域に貢献しようという人材が育つものと期待がされます。

コンソーシアム会議での議論が進む中でもこれは話題にしてみたいなと考えております。ただここでお考えをいただきたいこととかご理解いただきたい点がございます。

サカワークを中心としたふるさと教育が短期に成果を上げたというのは、これ論理構成が非常にしっかりしていたということと、財政的な裏付けがあったとこの2点。さらに教職員の人事行政とかですね、研究所からの指導行政、こういったものが相まったことなんです。

この論理構成の部分で、第5次佐川町総合計画にはですね、教育についての方針に文教のまち佐川を確実に継承し、佐川町の未来を担う創造性に溢れ、地域を愛する人材を地域ぐるみで育てるところ書いてありまして、施策1として、佐川オリジナル教育による学力の向上、2として地域資源に学ぶふるさと教育の推進とこうなっております。

つまりはですね、総合計画のトップにこれを上げている。佐川、佐川、佐川とこう3回も書いておると。つまりは徹底的に佐川にこだわったというところ

からきております。教育振興基本計画もこれに基づいておりますし、ふるさと教育さかわ未来学もこれでできているとあって、今進んでいるということです。

ですから現在ですね、第6次の総合計画の議論がされておりますけども、この方向の中にですね、このような新たな位置付け、仁淀川流域全体に目を向けていくというようなニュアンスが必要になってくるかなと。

またそれとシステムのなもので、このさかわ未来学は教育研究所が中心となって企画、立案、進行管理をしておりますので、流域での取り組みとなりますと、広域での教育行政の組織と研究組織が必要になるということも申し添えます。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

このすばらしい教材をですね、広げていくということの可能性というのも一つ。そして佐川町がこの子供たちのふるさと教育を、この数字的にすごくいい方向に持っていったのも、もうこの教材だけではなくですね、この総合計画として、町としてしっかりと肝を入れて活動してきた、その結果であるというふうにお伺いしました。

そして、第5次の計画の中に文教のまち佐川を確実にこれを継承していくというような力強い文言があったということで、ぜひこれはですね、第6次の総合計画にもしっかりと入れていただきたいというふうに思います。

なかなか簡単にはこれはいかんよというご答弁でもあったと言うふうに思いますが、一つですね、よく高校の魅力化でいうと、島根県の隠岐島前高校が出てきますけれども、この中でもうここの高校の卒業生が、帰ってきて隠岐で就職をします。一回外で就職したが離職をして帰ってきて地元で、地元というか高校卒業した場所で起業するというような事例も発生してきております。これはやっぱり地域の探求、そしてこの隠岐島前高校の取り組まれてるのは、地域の課題を解決するというのを高校のカリキュラムの中で取り組んでおられます。

こういったところがですね、この佐川の地域愛、ふるさと愛を醸成してあって、そして例えば、高校生がこの地域の課題解決っていうのをしっかり取り組んでいく、この問題解決力を高校でしっかりとつけていくというようなことをしていきますと、その後、地域での就職につながったり起業につながったりということも考えられると思いますので、ぜひこういった地域関係の部分を実現可能であればしていただけたらなというふうに思います。

こうした先ほどまで提案させていただいたですね、地域探求とICT、観光、

食体験などを組み合わせた佐川高校ならではのカリキュラムづくりについて、今後ですね、コンソーシアム会議でまた提案をしてみたいと思うというような、今、質問をして、そういったお考えがあればお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 2 分

再開 午前 11 時 3 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩します。

休憩 午前 11 時 3 分

再開 午前 11 時 4 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。

先ほど申しあげましたようにですね、コンソーシアム会議の議論が進む中でこれは話題にしてみたいなと思います。やはり、ずっとこう考えていけばですね、佐川高校を振興するにはその方向が数字になるというふうに思っております。

それとすいません、先ほどの答弁の中でですね、新転入教員研修のガイド料を3千万円と言いました。すいません、訂正をさせていただきます。3千円です。失礼しました。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。また地域コンソーシアム会議でも提案していただけるということで、我々もずっと、我々じゃないですね、私自身ですね。この地域コンソーシアムだけでなく、この佐川高校の問題というのは去年の6月頃から取り上げさせていただいておりますが、なかなかこの地域でですね、入学者数が減ってきてい

る中で、単にこの入学者数を増やしたらいいという問題ではなくてですね、佐川高校が地元とか、周辺の地域の子供たちからやっぱり選んでもらえる学校になるっていうことが非常に大事だと思いますので、ぜひとも町長とそして教育長のお二人のリーダーシップを持ってですね、サカワークから佐川高校へという一連の学びの流れを、今期4年間の中で、ぜひ形にさせていただきたいというふうに思います。

大人が目を輝かせて夢を語れる、未来を語れる土壌でないとはですね、そういった夢を持って活動できるような生き生きとする子供たちは育たないというふうに感じています。何とか子供たちと一緒にですね、どうすればやれるかという視点でコンソーシアム会議をですね、牽引し、佐川高校を魅力ある高校に進化をさせていただきたいと思います。協力は惜しみませんので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

訪問介護事業所の支援の継続についてということでお伺いしたいと思います。

町長の所信表明でも、高北病院の経営状況や、地域医療の確保について強い危機感と決意が示されました。しかし、地域で在宅療養や生活を支える介護ですね、訪問介護事業所もこれは同じぐらい重要なインフラだというふうに考えます。

佐川町内の訪問介護事業所は1か所のみであり、ここがもし、経営難で撤退をしてしまえばですね、倒産をしてしまえば、介護難民が一気に発生する恐れがあります。片岡町政としては、今年度に介護報酬改定での訪問介護事業所の減収分をカバーする事業をやっていただき、しっかりとこの訪問介護の問題にも対応していただいております。

そこで訪問介護事業所への支援について、以下の点を伺います。

町内の訪問介護事業所の現状について、健康福祉課長にお伺いをいたします。事業所の数、これは1か所ですけれども、従業員数、直近の利用者数など、把握されていることがあればお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

町内にある訪問介護事業所、これは1か所ということで、従業員の数は25人となっております。訪問介護事業所を利用している町内の利用者数は、11月のデータでは105人となっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

25 人の方が働いていただいているということで、この利用者数、これが利用の人数だと思えるんですけども 105 人ということで、多くの方の在宅での生活を支援いただいているということがわかりました。

この 25 人ということなんですけれども、訪問介護、なかなか介護事業分野の中でもですね、高齢化してる分野だと思うんですけど、訪問介護事業に関わる職員さん、ヘルパーさんなどの年齢構成など、そしてその持続性というのを、課長としてどのように考えられているかお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この町内に 1 つある訪問介護事業所におきましては、今の時点ではですね、一部の時間帯においてシフトが厳しい面があるということなんですけれども、トータルをすれば、今の時点ではヘルパー不足の状態ではないというふうには伺っております。

ただ、議員ご指摘のようにですね、主力となっております従業員の方が年々ですね、年齢を重ねていく中で、若い新たな人材確保というのは、ここ数年来の課題ということで、訪問介護事業所の継続については町としても危機感を感じております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

危機感を感じられているということで、特にこの訪問介護の事業で言いますとヘルパーの資格を取ってもですね、なかなか 1 人で利用者さんのところに行くっていうのはできない分野なので、施設の介護よりもさらに訪問介護事業に携わるヘルパーさんなどの確保というのは、各中山間の地域でも課題になっているというふうに認識をしております。

続いてですね、町独自の支援ということで、2 点目に本町独自の支援について伺います。

先ほども冒頭で触れましたが、今年度は、令和 6 年度の介護報酬改定におけ

る基本報酬の引き下げに対応するため、その事業実績に応じた減収分を、町が補填する形で訪問介護事業所を支援されたというふうに伺っております。この支援の確定した補助の金額と根拠について、また事業所の経営や人材確保にどの程度の効果があったと評価しているのかをお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

まず根拠につきましては、令和6年の介護報酬改定によります、訪問介護事業所の減収への対応ということになります。

これはですね、報酬改定の中で、訪問介護事業以外の他の事業区分の報酬が引き上げられたにもかかわらずですね、訪問介護事業については、逆に報酬がですね、約2%引き下げられたと言うことを根拠としております。

町内の訪問介護事業所に対し、令和6年度の保険請求の実績額の2%に相当します97万2千円。こちらについて、名目として訪問介護事業所運営給付金として、令和7年度の予算に計上して支援を行っております。

効果につきましてはですね、事業所の経営状況についてお聞きをいたしました。決して今ですね、余裕のある状況ではないけれども、直ちに経営難になるような状況ではないというふうには伺っております。もちろん事業所の経営努力があることはありますけれども、町独自のこういった支援策も一定効果があるというふうにも考えております。

なおですね、県に確認をしたところ、県内においてこういった訪問介護事業所に対してマイナスの報酬分の支援給付を行っているのは、佐川町だけではないかというふうには伺っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。給付の根拠をお示しいただいて、訪問介護事業所としては余裕のある状況にはないが、一定、経営は何とかやってきているというような状況というふうにお伺いしました。

私も直接聞き取りをしてみたんですけれども、何とか町に支援をしていただいたおかげで、経営がもう直ちにどうこうというような状況にはないということは聞きましたが、同時に人員不足ということはやはりおっしゃっておられまして、これは1人雇用すると、今回何とかなっている、黒字として終わっている部分ですね、これは赤字転落をするというような状況の中で、やっぱり人材

確保には課題があると。

深夜の利用者さんの対応などはもう職員さんになかなか頼れないので、役員さんがみずから夜中に出て活動してると。これ民間経営なので、これはもう経営者の努力としてやっていただいていることなんですけれども、状況としてはやはり人材不足の状況というのは、やはり恒久的にあるということが確認できています。その中で町としてですね、しっかり介護報酬の減収分に対してお支えをいただいているっていうのは、町としてもしっかりこの訪問介護事業を、町としてしっかりとされていくというようなことをやっていただいているというふうに感じておりますので、それについて感謝を申し上げます。

そして今後について伺いたいと思います。

この令和7年度に実施をいただいた、この訪問介護の引き下げ分の補填ということなんですけれども、令和8年度も同じように継続をする方針かどうかをお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

訪問介護事業は在宅介護を継続するために必要な介護サービスと考えております。令和8年度予算におきましても同様の考え方で、令和7年度と同様の考え方でですね、令和7年度の減収分を想定をして令和8年度の予算要求を現在しております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

引き続き、この支援を継続する方針で、予算計上をしていく予定であるということが確認できました。ありがとうございます。

ここ本当、最近の話なんですけれども、今現在、開催されておりますこの国会においてですね、今の高市首相、そして今の政府がこの医療と介護の部分に関してしっかりと見直しをしてですね、地域の介護をしっかりと支えていくというスタンスを表明をいただいております。

その中で今国会で、議論、決定もされているのかなと思うんですけれども、この補正の予算ですね、国が出しております補正の予算について、どの程度把握をされているか、教えてください。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

議員におっしゃっていただいたようにですね、高市政権になって今、国はですね、他の産業と比較して厳しい状況にある介護事業所の経営について、まず基本的にはですね、第9期の介護保険事業計画の期間中に、令和8年度において臨時のですね、報酬改定を検討しておるということはあります。

直近ではですね、今、私がちょっと目にした報道なんですけれども、12月3日の社会保障審議会の介護給付費の分科会において、例えば、介護職員の処遇改善の加算、それから基本サービス費の引き上げ、介護保険施設の食費の基準額の引き上げ等が議論をされているというのを直近で目にしました。

今ですね、その他町が把握しているものということで議員おっしゃっていただきましたが、今国会で議論されている介護、医療・介護等支援パッケージというものでありますが、介護分野におきましては、先ほどとちょっと重なりますが、介護職員の賃上げが1つ。そして、サービス経費や物品購入費への支援が2つ目。そして3つ目に介護テクノロジー導入支援。で、4つ目に訪問介護、ケアマネジメントの提供体制の確保支援と。この4つの支援事業というものが示されております。

これはですね、国が説明用に作った説明資料というのも目にしております。支援メニューがありますけれども、ただ今の段階でですね、詳しい補助基準であるとか、これが町内の事業所が使えるのかどうなのかと、そういったことまではちょっとわからない状況でございます。

県に確認をしたところ、この資料のなかなか以外は情報がないということですが、国会で審議されて予算がですね、決定されればですね、また詳しい資料がおりてくるというふうには考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

なかなかまだ決定をされて資料がおりてきてない以上ですね、なかなかこれが、これがというのはなかなか出せないというのは承知しましたが、しっかりと国の出している資料を読み込んでいただいているということがわかりました。

今までなかったケアマネージャーの分の処遇改善っていうか、報酬のプラスであつたりですとか、もうこれも処遇改善、どれを取ってるからということも

あるかもしれないですが、取れる取れないも含めて、最大で1人当たり1万9千円の賃上げであったりですか、介護事業所の燃料費の高騰を支えるためにマックス50万円まである支援だとかいろんな提案が今されてるということで、ぜひ中山間の佐川以外でも、訪問介護事業所を運営されてる方としては、何とか実現していただけたらなと思っていることというふうに思います。

その中でも、この今回提案されているものですね、適用期間というのを見ていきますと、この12月から翌5月までというような期間になっているものがほとんどですので、今、先ほど健康福祉課長もですね、この報酬改定の補填の部分に関しては次年度も計上していただいているということでありましたが、もしこれからの12月から次の令和8年5月までの分のいろんな国の支援が出て、結局、事業所としては令和7年の4月からですね、この12月まで、11月までか。の分の報酬ってのはやっぱり減額されたままということなので、引き続きこの、予算計上していただいているってことですが、しっかりと訪問介護事業所を支援をしていただけたらというふうに思います。

その間、国の見直しがあるまでの間、どうやって事業所を支えていくかということをお聞きしておりましたが、先ほどもう既に次年度も今年と同じように支援の継続を予定して予算計上を計画しているというお話も伺いましたし、しっかりと国の情報というのを取って県にも確認をしていただいているということですので、ここの部分はスキップしたいと思います。

その上で町長にお尋ねをいたします。

佐川町から、佐川町で介護難民を生まないというそのために、この国の動向、これは一応、改善をするというふうに国も動いていただいているということですが、この必要なときにはですね、町として一定の負担を確保して、訪問介護事業所、在宅での介護という業界をしっかりと支えていくというご意思というか、この在宅介護の最後の砦である訪問介護をどう守っていくか、町長の力強い答弁をいただけたらと思います。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えいたします。

国の方針に基づいてですね、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。国の方針に基づいてということで、何かそうですね。思った力強い答弁とはちょっと違った感じはしますけれども。

そうですね、国の方針がどっちを向くかっていうのは、やはりどういうふう
に上からお金がおりにくるかっていうことにもなるかと思いますが、この訪問
介護をどうしていくかっていう、私も常々この訪問介護の分野を勉強していく
中で、国が訪問介護を残していきたいと思ってるのか、この施設介護に移して
いきたいと思っているのか、どっちなのかなっていうふうに思うことも多々あ
ります。本当に残していきたいと思っているのかなというふうに疑問に感じる
ようなこともあります。今回の高市政権のですね、介護の分野に対する補正
の組み方というのを見ると、やはり国としても訪問介護事業所もしっかりと支
えていきたいというような意思を表明されているというふうに感じますので、
町長先ほど国の動向を見て、国の方針にしたがってやっていくということす
ので、しっかりと訪問介護事業所も支えていただけたらというふうに思います。
ありがとうございます。

それでは次の質問に移ります。

野良犬、すいません、野良猫・野良犬・多頭飼育崩壊に関する質問というこ
とでですね、これも福祉や生活の安心・安全の一部であり、動物が好きな人も
そうでない人も安心して暮らせるまちであるための大事なテーマだというふう
に考えております。

まず近年の発生状況と町としての把握、対応について伺います。

まず初めにですね、町内で野良犬、野良猫、多頭飼育崩壊などが起きている
のか起きてないのかその把握の状況について伺いたいと思います。ここ数年で
本町や近隣町村で発生した、野良犬、野良猫の苦情や多頭飼育崩壊の事例があ
れば、町として把握している内容をお示してください。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

岡林議員の質問にお答えをいたします。

まず野良犬、野良猫に対する苦情でございますが、野良猫についてはふんの
後始末であるとか、勝手に猫が家に入ってくるというようなというような事案
について、年に4、5件の相談があります。

次に、多頭飼育の崩壊の状況についてですけれども、犬、猫とも近年、直接
町への相談はありませんので、町としては把握をできておりません。近隣町村
ということもありますので、県の中央西福祉保健所のほうにも確認をしました

けれども、そちらには野良犬についての相談はあるものの、その原因が多頭飼育崩壊によるものということに断定はできないということでした。

ただ、しかしながらですね、今般、谷地で発生をしております野犬の事案につきましては、結果的に多頭飼育が原因であったというような認識をしているというふうに伺っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、野良猫などのふんの害などの苦情は4、5件あるということです。

なかなか町にまで苦情を言ってくるっていうケースになるのか、ご近所間のトラブルというか苦情で済んでるのかというのはわかりませんが、そういう状況も発生してる。ただ多頭飼育の崩壊についてはなかなか、今のところは聞いてないというところであります。

先ほど課長がおっしゃったですね、佐川町とちょうど土佐市の間のところになりますけれども、約10頭ほどの犬がですね、半野犬化を、野良犬化をしていたとされる事案について、もう少し詳しく把握されていることがあればお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

議員お尋ねの事案で言いますと、まず保健所に相談があったそうで、それから保健所、警察、県の小動物管理センター、それから県の中央西土木事務所、それから町の職員で現地の確認をしております。現地で確認できたのは6匹でしたけれども、10匹ほどいるのではないかというふうに見込まれておまして、その捕獲に向けてその方法等を保健所で検討していたというところですけども、この動物を遺棄した者が判明をいたしまして、現在は警察が対応していると伺っております。

なお、この野犬の捕獲等については遺棄した者の責任で対応するものというふうに思われます。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

私も住民の方からですね、これについての問い合わせをいただきまして、約

10頭、そのうちの1頭はその現場でもう既に亡くなっていたというか、命が終わっていたというふうに聞いています。

こうした現状というのは、実際には多頭飼育崩壊から来たと。聞いた話によるとですね、さらに10頭以上の犬を飼育をされてて、近所からの苦情でどうしてもちょっと家に置いておけなくなって、そこへ置いたという話なんですけれども、何とかこのしっかりとですね、飼い主さんには責任を果たしてですね、しっかりと全ての犬の回収ということをしていただきたいと思います。

この間ですね、発生現場付近を通る住民の方から、この危険の周知が不十分だったのではという声も聞いています。車が通ったり人が通ったりしたときにですね、何頭かが降りてきて、ほえかかっていたりとか、そういうような状況があったようです。

町としてこういった状況の把握をですね、速やかに野犬注意などを現場にですね、注意喚起をするようなことが必要だったのではないかっていうような声も住民の方からいただいています、町としてこの事案をどういうふうに総括しているのかお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

野犬の対応につきましては基本的には県、この地域でいうと保健所での対応ということになりますけれども、今、議員がご指摘いただいたとおりですね、危険の周知というようなことで言いますと、町としても、もう少し県への要請を含めて対応ができることがあったのではないかなというふうに感じているところです。

いずれにしましても、保健所をはじめ関係機関との連携については、より緊密にしまして、住民の方々の不安を払拭できるように努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

そうですね、しっかりと対応を検討いただけるということで、ぜひこういったこと、なかなか起こらないとは思いますが、また、もしこういった野犬が出たとかいうような事案があったときにはですね、住民の方の安全を第一に対応ができるようお願いしたいと思います。

また、今回の事案で警察、保健所、また県などとですね、連携をとって対応いただいたということなので、できるだけスムーズな連携ができるように、引き続き、お願いをしたいと思います。

続きまして、野良猫、多頭飼育対策としてのですね、不妊去勢補助と捕獲機の貸し出しについて伺います。

これまで、私やご勇退された永田議員からの一般質問も経てですね、ご検討いただいて、令和6年度から猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助する制度を始めていただいております。今年度においては補正予算を組み、さらなる取り組みがなされているということをお伺いしております。

以前、捕獲器の貸し出しについても、町として前向きに整備をご検討をさせていただくというようなご答弁もいただいておりますが、職員の皆さん、地域の皆さんのご努力で住民のQOL、これはクオリティーオブライフという住民の生活の質ですね、の向上のために、そして動物たちを幸福化し良い方向に動いてるということに感謝を申し上げます。

そこで令和6年度、令和7年度のこの不妊・去勢手術の補助、制度の利用頭数と予算の執行状況について、そして捕獲器の貸し出し体制の整備の状況について。また3つ目に、現在までのそういった補助制度の周知の状況がどのようになっているか、この3点についてお答えください。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

まず猫ですけれども、これ野良猫も飼い猫も両方含みますけれども、こちらの不妊・去勢補助金の実績です。令和6年度は40匹分、20万円。令和7年度につきましては当初40匹分で予定をしておりましたが、今、議員も言われたとおり9月に予算を補正いただきまして、現在80匹分の予算があり、11月末で66匹、33万円の実績というふうになっております。

それから次には、捕獲器の貸し出しの体制ですけれども、こちらも9月に補正をいただきまして、捕獲器3台を発注をしております。現在、入荷待ちというような状態です。貸し出しについては入荷次第、始めたいというふうに考えております。貸し出しの対象については、個人、団体関係なく要望があれば貸し出しをしていきたいというふうに考えております。

それから周知について、補助の周知についてということですが、ホームページと広報誌に掲載をしております。令和6年度は広報5月号に掲載するとともに、自治会長会の総会、ここで町政報告会がありますので、そちらで周

知をするということと、地区懇談会でも周知をさせていただいております。

令和7年度につきましては補正予算後の10月号に、もう1つ制度がありまして、高知県が推進しております地域猫活動の補助金と併せて掲載をしております。以上になります。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。今年度は補正も組んで対応できる頭数を増やしていただいたこと、そして捕獲器も3台発注をしていただいているということ。そして引き続き、この補助制度の周知もしていただいているということで、非常に前向きに進んでいるということありがとうございます。

そしてこの捕獲器についてですね、まだ入荷待ちということですが、準備ができ次第ですね、利用方法などのレクチャーもいただけたらと思います。私もちょっと学んでみたいと思いますので、よろしくお願いします。

高知県の補助の体制がですね、一旦、その地域猫の活動に限るというふうに1回舵を取られたというふうにお伺いしております。その中で、この野良猫を捕まえて、この地域猫にするような活動をされてる個人の方からもですね、佐川町として独自にこの制度をやっているということに関しては非常にありがたいというようなお声もいただいておりますので、引き続き、この県が進め進めてます地域猫のこと、これは団体とかも必要だと思いますが、こういった活動とまた個人でその地域の安心安全のためにそういった活動に取り組まれている方、両方の支援ができるようにですね、制度を続けていただけたらというふうに思います。

最後にですね、動物の遺棄の防止や適正飼育に関する周知と啓発について伺います。

以前もこれ取り上げさせていただいたんですけども、動物の遺棄というのは動物愛護法で犯罪というふうに分められている行為であり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が課されることになっております。

この制度についてですね、これまで町の広報やホームページ等で動物の遺棄が犯罪であること、適正飼育のポイントなど、どの程度周知をされてきたのかお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、お答えいたします。

動物遺棄に対する啓発の広報ということですが、令和5年の9月議会におきまして、岡林議員から動物遺棄防止とか適正飼育について、もっと周知をというご意見をいただきまして、それ以降、定期的に広報誌において啓発記事を掲載をしております。

少し詳しくいきますと、令和5年11月号、令和6年6月号、令和7年6月号において、犬のふんの後始末のことや、放し飼いについてのこと、また野良猫への無責任な餌やりや、猫を捨てること等への警鐘を起すような記事を掲載をしております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

適時、周知をしていただいているということで、これも続けてやっていただけたらというふうに思います。

可能であれば回覧版なども使用してですね、より一層の周知をしていただけたらと思うんですけれども、チラシですとか広報で発信するとともにですね、そういった捨て犬、捨て猫でありますとか、そういうのが発生した場所にですね、この看板の設置っていうのができないかなっていうのを考えておまして、担当課にお伺いしたところ、現在は自治会長さんからですね、申し出があった際に、そういった何ですかね、ふんをしっかりと回収していただくというような看板の配布をしているというふうに伺いました。

今回の佐川町と土佐市の境目であったような事例のようにですね、この、人への危害や交通事故のリスクがある場合っていうのは、この自治会からの動きを待たずに町の判断でですね、早急に看板の設置をすることも必要だと考えますが、この点についてお考えをお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

今、議員からも説明がありましたけれども、現在は啓発の看板はふんの害、ふん害防止の看板ということになっておりまして、自治会長さんはじめご要望がある方には配布をしているというような状態です。

そこで、基本的には要望のある方にお配りをして設置をしているということになりますけれども、今、議員がおっしゃいましたとおりですね、人への危害が予想されるようなことにつきましてはですね、把握でき次第、自治会やご近

所の方に、町のほうから相談をして看板をつけてはどうですかというようなお願いもしながら適切に、また、かつ迅速に対応していくべきだなというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、前向きな答弁ありがとうございます。

看板の設置ということになるとどこに設置するかということで、民地を利用したりすることもあると思いますので、もちろん自治会長さんとの調整というのは必要かと思いますが、こうした人体に危険がある場合についてはですね、しっかりと動いていただけたらと思います。

私が知る限りの中でですけれども、町の職員さんの中でもですね、病気の迷い犬を引き取って、最後みとるまで世話をしていただいた方ですとか、捨て猫を預かって里親探しに尽力されたり、野良猫を引き取って避妊・去勢手術をして飼っていただいたりという方々もいらっしゃいます。

そして地域の皆さんも自主的、自発的にこういったことに取り組んでくださっているということで、これは動物が好きな人も、動物は嫌いという人もですね含めて、ともに暮らして、安心して暮らしていける佐川町に向かって、こういう支援をしていただいているというのは、そういう方向に進んでいるというふうに感じております。

町としても引き続き、こういった部分にも目を向け、住民のQOLを高める仕組みづくりをよろしくお願いいたします。

最後に、道の駅の今後について伺いたいと思います。

道の駅についても、今議会でも質問が出ておりますので、重複する部分については、簡潔で構いませんのでお答えいただけたらというふうに思います。

町長の所信表明の中で、活力あるまちづくりの柱の一つとして、1次産業の振興とともに観光資源の最大限の活用や情報発信の強化が示されました。まさしく、その象徴的なプロジェクトというのは、この道の駅の成功、発展だというふうに考えます。

しかし、現状ではパン屋さんがあったテナントの撤退によるスペースの空きでありますとか、利用者から引き続きお聞きしますトイレの問題、そして平日のお客やイベントが少ないんじゃないかという声、そして高騰する光熱費への対応といった課題が顕在化していると思います。これを単なる不満の種として終わらせるのではなく、2期目のスタートにあたって、片岡町政2期目のスタートにあたってどういうふうに改善し、どう次のフェーズに進めていくのかを

確認したいと思います。

初めに入込客数、売り上げの推移など、運営状況はということで今回質問も出ましたが、まず産業振興課長に伺います。開業からですね、令和5年度、6年度、7年度の途中までの入込客数、売り上げの推移、わかる範囲でお示しください。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは岡林議員のご質問にお答えいたします。

道の駅の入込客数、これ道の駅側になります。そちらの入込客数、売り上げについてですが、まずテナントを含む道の駅のレジ通過数になります。令和5年度が約25万9千人、令和6年度が約23万4千人、令和7年度11月末現在で約14万8千人となっております。

おもちゃ美術館の入館者数につきましては、令和5年度が約5万7千人。令和6年度が約5万8千人、令和7年度11月末現在で3万9千人というふうになっております。

道の駅エリア全体の売上額につきましては、令和5年度が約3億9,300万円、令和6年度が約3億9,300万円、令和7年度が11月末現在で約2億6,500万円となっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

令和5年度は年度途中からの開業ということで、令和5年度、6年度が大体こう似たような数字になってるところで、少し令和6年度は下がってるのかなとも思いますが、らんまんの効果があったのでなかなかこう平に、平均して把握するっていうのはこれからまだ先、何年か見ていかないと難しいところかなというふうにも感じております。

その中で一つ、テナントとして入っていたいたパン屋さんが撤退したということですが、この撤退した理由については言及は難しいかもしれませんが、売り上げ不振だったのかなとか、人手不足だったのかなとか、町として把握している範囲で結構ですのでご説明ください。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい、お答えいたします。

テナントとして出店していただいております「ブラン・アトリエ」につきましては、8月末をもちまして、道の駅での営業を終了しまして、同じ加茂地区にあります、こじゃんとはたら来家さかわに移転しております。

移転に関して、町として詳細の理由を把握しているわけではございませんが、経営状況や生産体制など、様々な課題があったのではないかと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。なかなか事業者の判断ということがありますので、お答えにくい中で答弁をいただいております。

私が直接聞き取りというか、伺った中ではですね、やっぱり平日の売り上げ、平日にお客様がなかなか来ないというような日もあったりですとかいうことで、なかなか苦しかったというようなお話も伺いました。

その中で平日の集客という部分に今後どう向き合っていくのかということも一つの課題かなというふうに認識をしております。

次に、このパン屋さんがあった空きスペースですよね。これを今後どういうふうに活用して平日の入込客というのを伸ばしていくかっていうところが鍵になってくると思うんですけども、このパン屋さん撤退後の空きスペースの活用方針について伺いたいと思います。

ここに新たなテナント募集を今行う方針なのか、もしくは地元の事業者などの挑戦したい人のためのスペースとして使うような構想、もしくは何かこう、他にこのスペースを何かこういうふうに活用したいというような計画はあるのかどうかというのを伺いたいんですけども、可能であれば地元の方がもっと訪れる機会をとということで、この地域の若者や事業者がチャレンジするスペースとして活用したらどうかなとも思うんですけども、そういったところの課長の構想があればお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

まずチャレンジショップにつきましては、今年、上郷のほうに整備をしておりますので、この空き店舗と空きスペースとなりました「ブラン・アトリエ」

の後のテナントにつきましては、そういった予定はなくですね、テナントとして今後募集をする予定としております。

なお、募集にあたっては、飲食業やサービス業、小売り業といった業種を制約する予定はございません。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

確かに上郷地区にですね、飲食用のチャレンジショップ。なかなかここも入ってくれる方が見つからなくて苦慮されてるってことなんですけど、町としては、しっかりお金をかけて新たに挑戦したい方のためにですね、場所も提供していただいているというところは非常に理解をしておりますし、私も商工会の一会員としてはですね、そういう町の支援がしっかりとあることに感謝をしたいと思います。

そして、この空きスペースに関しては、特に業種を絞ることなく募集をしていくというような方向性であるということが確認できました。

ぜひともですね、これは事業者の判断もあると思うんですけども、平日に継続的に人が来ていただけるような、何か業種とか業態のものが入っていただけたらなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、インクルーシブ公園のトイレ設置等当事者ヒアリングの進歩ということで、これ今までも度々聞いてまいりましたが、前回の答弁の中でですね、当事者団体へのヒアリングというのをやっていただけというご答弁が、それを検討したいというご答弁をいただけてましたが、検討した結果、この聞き取りについてどういうふうな方向性になっているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

9月議会でですね、私が障害のある保護者の方に対して、いろいろご意見を聞きたいという形で答弁をさせていただいておりましたが、その時、頭の中にはですね、まきのさんの公園の整備にあたってご意見をいただきました、障害児を持つ保護者の会であります「手をつなぐ親の会」を思い浮かべてご答弁をさせていただいておりました。

その後、代表の方とお話をしまして、来年4月に開催される総会のときに、そういった時間を設けていただけるということになっております。公園のトイレも含めまして、道の駅全体に対してのヒアリングであったりとか意見交換ができればと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

来年の4月ということで、ちょっと次の議会も挟んでその先ということなんですけれども、一定しっかりと町内の障害者団体の方に聞き取り、総会ということはたくさん人もおられるということで、情報を一気に聞く機会を作っていただくような計画をさせていただいているということで、少し前進したのかなというふうに思います。

その中でですね、やはり前回の議会の答弁の中で、障害者差別解消法の中の合理的配慮というものに関して、どういうふうに認識をされているかという質問をした中でですね、聴覚障害のある方への配慮っていうのは課長も言及していただいたんですけれども、私の趣旨としてはですね、公園とこのトイレとの距離、坂道、そして混雑時の車道横断という条件が、身体に障害がある方やベビーカーや車椅子を押して移動する保護者さん、そしてトイレを我慢しにくい小さな子供や、お孫さんを連れてきた高齢者などにとって、これが大きな負担であると考えて質問させていただいたんですけれども、こうした身体的なハンディキャップや難しさを持つ方にとっての合理的配慮というのは、産業振興課としてはどのように考えておられるか、お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それではお答えさせていただきます。

まずですね、合理的配慮についてまず整理をさせていただければと思っております。

合理的配慮とは、障害者差別解消法の中でうたわれております障害者に対する配慮となります。法の中では、少し省略をして読ませていただきますが、行政機関等はその事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときには、障害者の状態に応じて社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならない、とございます。これが合理

的配慮になりまして、この法律や合理的配慮の対象者は、障害のある方となります。

具体例を申し上げますと、例えば、車椅子の方が役場に来られまして、議会の傍聴をしたいけれども階段しかないからいけないというような申し出があった場合に行う配慮が、合理的配慮という形になります。こういった場合におきましては、例えば、3階に来れるように施設整備としてエレベーターを作るとか、何人かで人力によって3階へ上げる方法、また現在であればインターネットによって視聴をしていただくというような方法が考えられるかと思えます。

ただ、この合理的配慮の中では、その実施に伴う負担が過重でない範囲で行うものというところになりますので、先ほど申し上げた例で言えば、エレベーターの設置というのは過重な負担、費用的に過重な負担ということになりうると思いますので、ネット配信であったり、人力によって傍聴席まで連れてきてくるという形になるのではないかなと考えております。

一方ですね、高齢の、例えば健常者の方が3階まで行けないというようなことを、行くことが大変だということを申し出があった場合においては、これは合理的配慮としての対応ではなくなります。通常の業務やサービスの中での対応という形になります。

合理的配慮は、障害者から社会的障壁の除去の意思表示があった場合に行う配慮が、合理的配慮という形になります。

それを踏まえまして、道の駅につきましては、確かに高低差はありますが、車椅子でも遠回りをすれば健常者と同じ場所に行けることになりまして、トイレの位置に関しても健常者と同じ場所に設置をしてありますので、バリアフリーとしての作りとしては問題がないというところで考えております。

単に距離があったり、坂があるということをもちまして障害者差別解消法や合理的配慮ができていないというようなことにはならないというところでは認識をしております。

とは申し上げましても、確かにベビーカーを押した方や車椅子を押される方、また高齢の方にとっては坂道は大変だというところは認識をしております。ただ、今の場所に道の駅を整備をするということが決定した時点で、どうしても坂や高低差は避けようのないことをございましたので、全ての方に100%満足していただけるということは難しいと考えております。

坂や、トイレまで遠いというところに関しては、マイナス要素であるというところは認識はしておりますが、現状、多くの方にご利用いただいておりますし、多くの保育園や、また特別支援学校の方にも遠足などでも来ていただいて

おります。選んでいただけるということであれば、マイナス要素はあるものの、それ以上の魅力があって選んでいただけるということではないかと考えておりますので、今後におきましても、リピーターをしてくれるような形の環境整備や、施設運営というところをしていく必要があると考えているところです。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。様々な例を挙げてご答弁をいただきましたが、この車椅子の方でも遠回りをすれば行けるっていうこの距離、距離ですね。距離が、このインクルーシブの遊具、常々私もこの質問の中で申し上げてるんですけども、この公園が一般の遊具がたくさんある普通の公園でしたら、こういったことにはならないというふうに私も認識しております。

それは一般の遊具だけで、その中でも住民からトイレの設置の要望があるよというような話になるんですけども、この公園っていうのはですね、インクルーシブ遊具を複数設置した公園というふうになります。行政として、この安田議員の質問でもありましたが、この第3期佐川町子ども・子育て支援事業計画の中でもですね、全ての親が子育てを楽しめるまちとしてですね、この計画書の43ページと打たれてますけれども、まきのさんの道の駅に隣接するおもちゃ美術館、遊具公園というふうに書かれています。全ての親が子育てを楽しめるまちというのは、例えば、障害を持ったお子さんがいる親も一緒に楽しむというふうなことになります。

そういった中で、この全国のインクルーシブ遊具を設置する公園の何ていうんですかね、設置方針というものを全て見ていくと、近接地にトイレを設置する、バリアフリーのトイレを設置するという要件が出てきております。

これは当初からですね、遊具を設置、検討する委員会、議員の方も何人か参加されてましたが、その中でもトイレの設置の要望があり、そして住民の各種、私たち議会が開催した全地区での、全テーブルでの懇談会の席でも、この要望があったということで、町民からの要望もしっかりある。そして町としては、何よりもこのインクルーシブ遊具を設置する、普通の遊具よりも高い遊具を設置するというお金の使い方をした中でですね、このインクルーシブ遊具の意味というか、意義というか、そういった部分を使える人の社会的障壁をなくすというこれ、義務があります。

この中で過重な、先ほどエレベーターの設置という例を挙げて、過重な財政的な負担がある場合というような話もありましたが、コスト面については当初、

課長のほうからそのトイレを設置する、十分なトイレを設置するためには数千万円のお金がかかるというような報告がありましたが、こういった規模のこういったものを設置するのにその金額がかかるかというお示しはあっておりませんし、今現在、私が全国の遊具公園などに設置されたトイレの工事の入札の金額を見てみますと、1千万円を切るようなものがざらにあります。

そういったものも検討がされる、検討は可能だと思いますし、また先日、ヘリポートの設置の計画の中でもありましたが、道の駅ってというのは、辺地債を活用して設置を、整備をされていると思います。この辺地債を活用することで、財源的なカバーもできるんじゃないかなというところです。

そもそもこの遊具公園ってというのは、この道の駅により人がたくさん来てくれるようにという目的で設置されているというふうに聞いてますので、よりこのインクルーシブの遊具を設置した佐川町としてですね、この全ての親が子育てを安心してできるまちとしてここに整備する、この検討というのをですね、ぜひ始めていただけたらと思います。

今回答弁いただけてます、その町内障害者団体への聞き取りを予定しているということで、ここからの声というものが、この身体障害がある方からの要望ということにもなるかと思しますので、それを待って、その話をお伺いして、また次、質問させていただきたいというふうに思います。よろしく願います。このトイレの件は一旦置くようにします。

今期4年間ということで片岡町政、第2期に入られまして、この道の駅の運営と整備方針と。整備に関して言いますと、この設置者、佐川町でありますので町長にお伺いすることになります。そして運営の部分で言いますと、財団法人の代表理事ということで、副町長にお伺いすることになるかと思いますが、この道の駅の今後について、一部、もう既に中村議員のご答弁でもありましたので重複する部分は簡潔で構いませんが、今後の入込客数の改善の案ですとか、ちょっと光熱費がかなりかかり過ぎているというのを事業者からもお伺いをしておりまして、これへの対応をどうするか、そして芝生の広場でのイベント開催のあり方、もっとイベントをして欲しいという住民からの声もお伺いしております。

インクルーシブ公園も含めて誰もが利用しやすい環境整備、そして地元産業、文化の発信の場としての活用、今後、来年1月末に地乳まつりも開催が予定されていると思いますが、そういったイベントなど長期的なビジョンが見えにくい部分もありますが、まず副町長には運営財団法人の代表理事として、これから4年間道の駅を、副町長の任期としては、とりあえずこの間更新していただいたので、3年ですかね、4年ですよ。今後4年間ということになります。

平日のお客さんの少なさをどういうふうにカバーしていくのか、そして商品の充実やイベント、ステージ活用など、どのような位置付けで考えているのか。

町長には、活力あるまちづくりの柱の中で、道の駅をどのような役割を担う施設として描いておられるのか、そして、そのために必要なハード整備、周辺環境整備にどれだけ踏み込んでいく覚悟があるのか、それぞれのお言葉で、今期4年間の方針をお示しいただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

副町長、田村君。

副町長（田村正和君）

それでは岡林議員のご質問にお答えをします。

私は財団法人の代表理事という立場から、議員さんからは今期4年ということでしたけども、財団としては、やはり私の任期というのではなくて、やっぱり開業以降、これからのことについてちょっとお示しをしたいと思っております。

まず今後、道の駅がどのような交流拠点になったらいいのかということですけども、まず前段として道の駅を設置をする際にですね、やはり施設は地元産の商品であったり、それから栽培をされた農産物であったり、販売の拠点であること、これが重要だろうと思っております。その結果、生産者とか事業者の所得を上げるということ。

それから、あそこの施設には当然販売をするところがあったり、飲食をできるところ、それから公園があったり、あとおもちゃ美術館のような体験をできるというような施設がございますので、地域の皆様の憩いの場として使っていただきたいというのと、やっぱり町内町外問わず、住民の皆さんとお客さんがつながって出会いができる、そういう交流の場であってほしいというのがあります。

それからやはり観光、佐川町、あそこ道の駅を通じて、そこから町の上町であるとか、仁淀ブルーの観光の施設であるとか、そういうところにいろいろ経済が効果が波及するというようなことで設置をされているので、そういう視点でいきますと、やはりそこを、目的を達成できるようにですね、運営をしていきたいと思っております。ですから今後4年間についても、そういう視点に立って運営をしていきたいと思っておりますし、私としては人が集まっていただく、で、観光の情報発信もしておりますし、中村議員のご質問にお答えしたとおり、いろんな佐川町の魅力を発信をしていくということもお伝えしましたので、それを通じて最終的に、皆さんが交流拠点を通じて結果的に、結果的に移住をされる方につながるような、そういう拠点になればと思っております。

あと平日の客数が少ないというご質問でしたけども、ここについてはやはり、平日につきましてはやっぱり今少ないのが、町内の方のご利用が一定少ないんじゃないかなと思っていますので、町内の方にぜひ利用いただけるような仕掛けをしていけたらなとは思っております。

それからあとは、商品の充実であるとかイベント、それからなどということですけども、商品の充実についてはもちろん物販の責任者ともですね、いろいろ話をしながら、この流域、仁淀川流域のものを売っていくという拠点でありますので、引き続き、そこには商品の充実を図っていきたいなと思っておりますし、イベントにつきましても、できる限り対応はしていきたいなと思っておりますけど、何分スタッフも限られておりますので、財団のほうでできるイベントについては、なかなか限りが出てくるとは思いますが、できる限りの範囲でチャレンジしていきたいなと思っております。私のほうからは以上です。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えさせていただきます。

道の駅のエリアにつきましては、ヘリポート整備を除きまして、予定しておりましたハード整備は完了しているという認識をしております。

しかしながらですね、持続可能なまちづくりの観点から考えまして、今後ですね、太陽光発電等の再生可能エネルギーの設備の活用を検討してまいりたいと考えておりますし、道の駅が持続的、発展的に運営していくために必要なハード整備がありましたら適宜検討し、判断してまいりたいと考えております。

また運営方針につきましては、第一に道の駅の認知とですね、売り上げの向上を目的とし、道の駅職員と役場が一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますし、町としましても支援をしていきたいと考えております。

また先ほどご質問の中にありました、イベントが少ないのではないかとのご質問でしたが、岡林議員もですね、音楽をやられているということで、簡易のステージは貸し出しができますので、岡林ファンをですね、どっさり集めてきていただいて売り上げに貢献していただければと思っておりますので、ぜひイベントをやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

岡林議員に申し上げます。残り1分ですので、まとめてください。

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。様々ありがとうございます。

町長からはイベントという提案をいただきましたが、簡易のステージを設置するのに、大の大人が10人ほど必要になるというような苦勞もありますので、ぜひその際は、以前に提案させていただいた簡易の土台のステージなども整備していただけたら、そういうイベントも開催しやすくなるのかなと思いますので、ぜひお願いします。

以上で通告をさせていただいた質問は全て終わりとなります。

副町長からもご案内がありました。商品の引き続きの開発ということで、佐川町産の米粉とそしてお茶を使ったバームクーヘンの新しい味、緑茶味が出てます。試食させていただきましたが、大変おいしゅうございました。引き続き外へ行くときには、手土産として持って行くようにしていきたいと思いますので、その周知もぜひ町のほうでもしっかりしていただけたらというふうに思います。

4年間しっかりと、質問で町政の発展に寄与していきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で5番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を11日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時11分

